

看護学教育評価
自己点検・評価報告書

2020年4月30日
東京家政大学健康科学部

評価基準 1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーと一貫した、看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき当該大学独自の教育課程の枠組みができていていること。

評価項目：1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。	看護学部（学科、専攻を含む）の教育理念が大学設置の趣旨や建学の精神とどのように合致しているのかが確認できることを、根拠資料もしくは説明資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（定款、寄付行為、学則、大学案内、学生便覧、ホームページ URL 等）
2. 教育目標は、教育理念を具体化している。	教育目標が教育理念と合致する文言で記述されていること、およびその記述から「どのような能力を持った人材を養成するのか」が確認できることを、根拠資料もしくは説明資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（学則、大学案内、学生便覧、ホームページ URL 等）
3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。	立地する地域の特性やニーズが記述されており、それらを踏まえた教育目標になっていることを、根拠資料もしくは説明資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（大学案内、学生便覧、ホームページ URL 等）
注) 評価の観点 1～3 は、建学の精神等の内容ではなく、合致度、具体化、地域のニーズへの考慮がされているかを点検・評価してください。	

【1-1-1 現状】

東京家政大学は、女性の「自主自律」を願い、新しい時代に即応した学問技芸に秀でた師表となる有能な女性を育成することを建学の精神とし、「建学の精神である『自主自律』の道を歩むことのできる人材を育成する」「生活信条としての「愛情・勤勉・聡明」を実践できる人材を育成する」を、本学の教育理念としています（資料 38. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/about/president_message.html) 本学の教育理念）。

健康科学部看護学科は、「建学の精神『自主自律』としての職業的自律性に基づき、生命の尊厳を守り、科学的根拠に裏づけされた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質の維持向上に貢献できる人材を育成します。」を本学科の教育理念として、看護専門職者の育成を目的としています（資料 39. 東京家政大学ホームページ (<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/nursing/overview/>) 学科の概要）。

2018（平成 30）年度には、看護学部から健康科学部へ名称を変更しましたが、本学科の人材養成・教育研究上の目的は変更していません。生命の尊厳を守り、科学的根拠に裏づけされた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々が「その人らしく生活する」を支援するために、看護専門職者として、自ら考え、自主的判断をし、支援すべき道を自律的に選択できる人材を育むという点において、社会の動向、女性の自主自律、専門職業人の育成は、建学の精神と合致していると認識しています（資料 1. 学校法人渡辺学園寄附行為、資料 17. 2019 年度『学生便覧 (i-2)』、資料 18. 『大学で何を学び卒業後どう生きるか (大学案内) (p. 154～p. 155)』、資料 40. オープンキャンパス資料）。

【課題や改善の取り組み状況など】

本学科が重視する「そのひとに注目する」を基盤に、社会の動向、保健医療ニーズに対応できる人材育成に向けた教育活動の強化を図ることが必要と考えています。

【1-1-2 現状】

教育目標は、①生命の尊厳と人格を尊重した看護が実践できる ②健康の保持増進と生活の質を維持する看護が実践できる ③保健医療福祉において多職種間および地域と協働・連携できる能力が身につく ④看護の探究心と研究的姿勢が身につく ⑤国際的視野から行動する能力が身につく、の5つを定めています。「自主自律」としての職業的自律性に基づき、看護専門職者として、生命の尊厳を守り、科学的根拠に裏づけされた知識・技術を用い、誕生から老いまで、あらゆる年代における人々が「その人らしく生活する」を支援するために身につける必要のある能力を具体的に示しています。本学科が目指す、誕生から老いまで、あらゆる年代における人々が「その人らしく生活する」を支援できる看護専門職者の育成は、創立139年に渡り“人の生き方を支える専門職業人”として堅実に活躍を続けている、本学科の教育理念を具体化しています(資料17. 2019年度『学生便覧(i-2)』、資料18. 『大学で何を学び卒業後どう生きるか(大学案内)(p.154～p.155)』、資料39. 東京家政大学ホームページ(<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/nursing/overview/>) 学科の概要、資料41. 東京家政大学ホームページ(https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/diploma_policy/nursing.html) 看護学科、資料40. オープンキャンパス資料)。

【課題や改善の取り組み状況など】

社会的要請に応える教育機関として、行政側との連携のもと協力・貢献していきたいと考えています。

【1-1-3 現状】

本学科の教育目標は、あらゆる年代における人々が「その人らしく生活する」を支援するために必要な能力を備えた看護専門職者の育成であり、地域の特性、保健医療ニーズを考慮したものと認識しています。

本学所在地の狭山市や隣接する入間市も高齢化は増加の一途をたどっています。厚生労働省のデータでは、2018(平成30)年末時点の就業看護師の数は121万8606人で、2016(平成28)年末から6万9209人(6.0%)増えて過去最多となっています。しかし、人口10万人当たりの看護師の就業人数が最も少ない埼玉県で(693.6人)は、全国第47位となります。このように地域の特性における看護師育成では、医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育を充実させ、実践力のある質の高い看護師を育成することが求められています(資料42. 基本協定書(狭山市、入間市)、資料43. かせい森の産後ケアサロン開設許可書)。

【課題や改善の取り組み状況など】

狭山市、入間市の急激な高齢化に伴うニーズの多様化に対応するため、本学の附属施設であるかせい森のクリニックに「訪問看護」部門を2020(令和2)年4月に開設します。同年6月からは、自宅・地域で生活する人々の健康の保持増進と生活の質の維持に向けた看護を実施することを予定しています(資料44. かせい森の訪問看護の運営に関する内規)。

評価項目：1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。	ディプロマ・ポリシーが教育目標と密接に関連していることを、根拠資料もしくは説明資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(大学案内、学生便覧、履修要項等)
5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。	卒業時にどのような能力を有すれば学士の学位を授与するかが読み取れる文言で、ディプロマ・ポリシーが記述されているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(大学案内、学生便覧、履修要項等)

6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。	ディプロマ・ポリシーに示されている能力を獲得したことを何によって判断するかが明記されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（学則、学生便覧、履修要項等）
7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。	当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が明記されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（大学案内、学生便覧、履修要項等）
注) 評価の観点 4～7 が明示されている大学の出版物等をリストした資料を作成してください。	

【1-2-4 現状】

教育理念、教育目的、教育目標に基づいて定められた知識・能力等を身につけ、所定の期間在学し、「看護は人をみる。人を看護する。人をみるとは、その人の思いを感じることを」を基盤として、患者とその家族が「その人らしく生活する」を支える看護が実践できる者に学士（看護学）の学位を授与します。単位認定は、筆記試験やレポート、臨地実習等、各授業において定める方法によって行っています。ディプロマ・ポリシーは、本学科の教育目標との整合性を担保しています。各科目の具体的な学修成果としての GIO と SBOs は、ディプロマ・ポリシーと関連しています（資料 20. 『スタートアップ エクササイズ (p. 176～p. 177)』看護学科のディプロマ・ポリシー、資料 25. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_cc.pdf) カリキュラムチェックリスト、資料 41. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/diploma_policy/nursing.html) 看護学科、資料 45. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー、資料 40. オープンキャンパス資料)。

病気をみる「医療」の視点と、生きていく営みである「生活」の両方の視点から、その人を支援することに価値を置き「生活の質を維持する看護」が提供できる看護専門職者の育成を主眼としています。

【1-2-5 現状】

ディプロマ・ポリシーに明示している卒業時に有する能力は、①生命の尊厳と人格を尊重した看護の実践力、②健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践力、③保健医療福祉において多職種間および地域と協働・連携できる能力、④看護の探究心と研究的姿勢、⑤国際的視野から行動する力、としています。その5つ能力は、近代看護の祖ナイチンゲールの示唆「看護は人をみる。人を看護する。人をみるとは、その人の思いを感じることを」を基盤として、患者とその家族が「その人らしく生きる」を支える看護が実践できる者の能力として、わかりやすい平易な表現で、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協同性」の3つの項目に分けて資質能力を明示しています（資料 20. 『スタートアップ エクササイズ (p. 176～p. 177)』看護学科のディプロマ・ポリシー、資料 25. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_cc.pdf) カリキュラムチェックリスト、資料 45. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー、資料 40. オープンキャンパス資料)。

【1-2-6 現状】

本学は「学科が設定する所定の単位を修得したことをもって本学の教育目標を達成したと判断し、学位を授与するもの」とカリキュラム・ポリシーに明示し、各科目の学修成果について判断指標となる評価基準を同ポリシーに明記しています（資料 46. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_policy/index.html) カリキュラム・ポリシー)。

成績評価は、筆記試験やレポート、臨地実習等、各科目において定める方法で単位認定することを明記しています。

ディプロマ・ポリシーに明示する5つの能力の修得度については、全学年ともルーブリックを用いて、自己評価できるようにしています。近代看護の祖ナイチンゲールの示唆「看護は人を見る。人を看護する。人を見るときは、その人の思いを感じることを」を基盤として、患者とその家族が「その人らしく生きる」を支える看護が実践できる者として5つの能力を身につけた学生に対し、学位（看護学）を授与するものとしています（資料20.『スタートアップ エクササイズ (p.176～p.177)』看護学科のディプロマ・ポリシー、資料40.オープンキャンパス資料、資料47.達成度アンケート結果、資料29.2019年度『実習要項 基礎看護の実践Ⅰ (p.7)、基礎看護の実践Ⅱ (p.7)、統合実習 (p.2)』)。

本学のディプロマ・ポリシーを反映しているカリキュラム・ポリシーに、能力の修得の判断指標を明示するとともに、学習の評価は『学則』および『学生便覧』に明記しています（資料2.東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/about/disclosure/2019gakusoku_daigaku.pdf) 学則第43条、資料17.2019年度『学生便覧 (i-30)』)。

【1-2-7 現状】

4年間の教育課程を修めることにより、学士（看護学）を授与し、看護師国家試験受験資格を取得することができる『学生便覧』に明記しています。また、保健師課程、助産師課程を履修することで、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格を取得することも明記しています（資料17.2019年度『学生便覧 (i-35～i-42)』、資料24.入学時ガイダンス資料、資料48.東京家政大学ホームページ (<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/nursing/career/>) 資格取得方法、資料40.オープンキャンパス資料)。

助産師課程の学生は、将来、アドバンス助産師になるための必須研修である、新生児蘇生法専門コースが受講できるプログラムを設けており、コース修了により資格認定され、認定証明書が発行されます。

評価項目：1－3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。	カリキュラム・ポリシーはどのディプロマ・ポリシーを反映させているか、その関連性が確認できることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（学生便覧、履修要項等）
9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。	カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に妥当なカリキュラムマップが図示されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（カリキュラムマップ等）
10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。	専門関連科目と専門科目の連携が明示されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（カリキュラムマップ等）
11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。	当該大学が捉える看護学の体系が明示されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（カリキュラムマップ等）
	偏りのない知識や技術が習得できるよう科目が配置されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（カリキュラムマップ、学生便覧等）
	明らかに看護職国家試験対策と考えられる科目を正規の科目として配置していないかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（カリキュラムマップ、学生便覧等）

12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。	科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切に示されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（カリキュラムマップ、学生便覧、履修要項等）
13. 高大連携や初年次教育を意識し、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。	大学で学ぶための心構えを作る工夫がなされていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（学生便覧、シラバス等）
注) 便覧、履修要項等を根拠資料として示す場合は、評価の観点の番号を記入したインデックスを付けてください。 シラバスが印刷された冊子でない場合は、サンプルを添付し、シラバスにアクセスできる URL を明示してください。（シラバスについては以後同じ。）	

【1-3-8 現状】

本学科は、大学（高等教育機関）の機能として「幅広い職業人養成」「特定の専門的分野の教育・研究」を担うことを目指しており、社会の変化に応えられる質の高い支援ができる看護専門職であり、看護の役割と責任を認識し、倫理的に判断して看護の実践ができる人材を育成するため、2014（平成 26）年 4 月に開設しました。旧カリキュラムのカリキュラム・ポリシーは、この人材を育成するため、学士課程における看護系人材の育成において期待されている教養教育の充実を図り、看護の実践に必要な知識・技術・態度を学修する専門教育の科目区分を明示することにより、本学科の人材育成を反映しています（資料 49. 設置の趣旨等を記載した書類（p. 24～p. 27））。

2018（平成 30）年度入学生より適用の現行カリキュラムは、旧カリキュラム同様、看護専門職者にふさわしい人材育成の基礎となる学士力の育成、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格を取得するための「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準じて編成しています。

保健医療福祉チームのメンバーとして、連携・協働を図りながら、地域住民の健康の保持増進および障害の予防を学修する科目を 1 年次から配置しています。“看護とは”を問い、自己の看護観を明確にすることや、質の高い看護を提供するためにどうあるべきかなど、将来に向けたビジョンが広がることをねらいとし、看護実践力の修得を図るための科目、諸外国での保健医療活動等、看護が求められる様々な場を学修するための授業科目を 4 年次に配置しています（資料 23. 東京家政大学ホームページ

（<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/nursing/%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%83%A2%E3%83%87%E3%83%AB%2810%E6%9C%8821%E6%97%A5%29%20.pdf>）看護学科の履修モデル、資料 24. 入学時ガイダンス資料、資料 27. 2019 年度シラバス、資料 50. 東京家政大学ホームページ（https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_policy/nursing.html）教育課程編成の全体方針、資料 45. 東京家政大学ホームページ（https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf）カリキュラムツリー、資料 40. オープンキャンパス資料、資料 51. 学科説明資料）。

科目配置に係る配当年次は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連性を考慮しています。1 年次から“看護とは”を問い、4 年間かけて看護観、質の高い看護を提供するためにどうあるべきかを明確にする学修を重視しており、ディプロマ・ポリシーを反映させたカリキュラム・ポリシーを定めています。

【課題や改善の取り組み状況など】

2022（令和 4）年度入学生より、第 5 次カリキュラムが適用されることから、改正のポイントと求められる対応を踏まえた教育内容の見直しに着手することを計画しています（資料 52. 令和 2 年度カリキュラム検討部会活動計画）。

【1-3-9 現状】

完成年度を迎えた 2017（平成 29）年度に、旧カリキュラムを基にして作成したカリキュラムツリー

を見直し、現行カリキュラムにおける学修成果の達成に向け、授業科目間の関連や連携、年次配当を体系的に構成していることをわかりやすく図示化したカリキュラムツリーを作成しています。

カリキュラムツリーは、ディプロマ・ポリシーに明示する5つの能力を修得するために、教育課程の編成、教育内容・方法の基本的な方針となるカリキュラム・ポリシーの具現化を図示するとともに、可視化することで授業科目間の関連や連携を教員間で共有できるようにしています(資料 45. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー、資料 40. オープンキャンパス資料、資料 51. 学科説明資料)。

旧カリキュラムについては、カリキュラムの編成方針に示す5つの能力を身につけるため、基礎教養科目と専門教育科目を配置して教育課程を編成しています。その科目体系はカリキュラムツリーによって明示しています(資料 53. カリキュラムツリー (2017年度カリキュラム))。

【課題や改善の取り組み状況など】

2022(令和4)年カリキュラム改訂に伴う教育内容の見直しの際、改めてカリキュラムツリーの作成について検討することを計画しています(資料 52. 令和2年度カリキュラム検討部会活動計画)。

【1-3-10 現状】

現行カリキュラムの専門教育科目区分に配置する専門基礎科目は、人間の心身のメカニズム、健康の維持・増進を図る保健医療福祉のしくみを理解するための授業科目を開設し、専門科目は「その人らしく生活する」を支える健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践に必要な知識・技術・態度を学修する授業科目を開設することで理論と実践の連携を図っています。また、基礎教養科目は、人間について全体論的理解を深めるための授業科目を開設して、教養教育と専門教育の融合を図っています。

専門科目の年次配列には、易しいものから難しいものへと順序性を考慮し、看護実践に必要な知識・技術・態度の修得と効果的な学修が促進できるように授業科目を配当しています(資料 45. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー、資料 40. オープンキャンパス資料、資料 51. 学科説明資料)。

旧カリキュラムの専門基礎科目は、看護学領域の学習の基盤となることを意識化した科目、専門科目は、健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践に必要な知識・技術・態度を学修する授業科目を配置して、専門教育科目の体系において連携しています。また、基礎教養科目は、人間をさまざまな視点から理解し、科学的にそして看護の対象者の自由と権利を尊重した看護が実践できる力を身につけるための授業科目を開設しています(資料 53. カリキュラムツリー (2017年度カリキュラム))。

【課題や改善の取り組み状況など】

カリキュラム評価は、年次ごとに実施しますが、現行カリキュラムで学んだ学生が卒業する2022(令和4)年3月には、カリキュラム評価による教育課程のあり方について検証する必要があると考えています。

【1-3-11 現状】

2018(平成30)年度入学生から適用している現行カリキュラムの基本的な考え方として、旧カリキュラムの「生命の尊厳を守り、科学的根拠に裏づけされた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質を維持する看護実践力に必要な知識・技術・態度を修得するたの学修を段階的かつバランスよく配置する」を踏襲して、教育課程を編成しています。基礎教養科目は、看護職としての適性と教養を身につけ、“人間”を幅広く理解するため、1・2年次に学修します。看護学を学んで行く過程で自己を確立するための科目は、3・4年次に学修します。専門基礎科目は、1・2年次を中心に4年次までに学修します。専門科目である「看護の基礎」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「在宅看護学」「精神看護学」の講義・演習科目は、1・2年次を中心に知識と技術を学ぶ構成としています。実習科目は、各年次で学んだ知識・技術を統合させ、臨床の場で看護を実践します。4年次は、集大成として、自己の看護観を明確にすることや、質の高い看護を提供するためにどうあるべきかなど、将来に向けたビジョンが広がることをねらいとした授業科目やこれまでの実習での内容を補完し、看護実践力の向上を図るための授業科目を開設しています。

(様式 5)

現行カリキュラムは改訂の際、卒業必要単位数の124単位を超えないよう、学習内容が重複する授業科目は統廃合を慎重に検討し、卒業に必要な最低単位数を旧カリキュラムの126単位から124単位へと2単位削減しています。専門科目の学習内容をわかりやすくするために、領域別に設定している「・・・の特性と看護Ⅰ」は「・・・看護学概論」に、「・・・の特性と看護Ⅱ」は「・・・看護方法論」に、それぞれ科目名称を変更しました。また、「アーリー・エクスポージャー」科目として、4年次の履修科目「救急看護法」「災害看護」を1年次に開講する等の配当期を変更しています。

「看護は人を見る。人を看護する」を基盤として、「その人らしく生活する」の支援に必要な知識と技術を修得するための科目を各年次にバランスよく配置しています(資料23. 東京家政大学ホームページ (<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/nursing/%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%83%A2%E3%83%87%E3%83%AB%2810%E6%9C%8821%E6%97%A5%29%20.pdf>) 看護学科の履修モデル、資料50. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_policy/nursing.html) 教育課程編成の全体方針、資料45. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー、資料40. オープンキャンパス資料、資料51. 学科説明資料)。

助産師教育および保健師教育については、1年次、2年次は全員が必修である看護師課程の教育科目を基盤として学んだのち、助産師または保健師の国家試験受験要件となる科目を選択できるように教育課程を編成しています。3年次末に選抜試験を合格した学生のみが助産師課程または保健師課程で専門性の高い学修ができるよう、保健師・助産師の教育課程を編成しています。教育課程の編成は、「その人らしく生活する」を支える看護が実践できる看護専門職者の育成の意義を踏まえ、工夫を重ねています。学士課程において、公衆衛生看護学あるいは助産学、いずれかの看護分野を選択して履修することは、将来看護専門職者として各自の専門性を高める方法を学ぶという点で重要となります。教育課程の充実とともに、教授方法の改善や学生に過重な負担がかからないよう履修方法についても検討しています。

助産師教育および保健師教育については、1年次、2年次は全員が必修である看護師課程の教育科目を基盤として学んだのち、助産師または保健師の国家試験受験要件となる科目を選択できるように教育課程を編成しています。3年次末に選抜試験を合格した学生のみが助産師課程または保健師課程で専門性の高い学修ができるよう、保健師・助産師の教育課程を編成しています。教育課程の編成は、「その人らしく生活する」を支える看護が実践できる看護専門職者の育成の意義を踏まえ、工夫を重ねています。学士課程において、公衆衛生看護学あるいは助産学、いずれかの看護分野を選択して履修することは、将来看護専門職者として各自の専門性を高める方法を学ぶという点で重要となります。教育課程の充実とともに、教授方法の改善や学生に過重な負担がかからないよう履修方法についても検討しています。

なお、看護師国家試験対策と考えられる科目を正規の授業科目として配置していません。

【課題や改善の取り組み状況など】

改訂した現行カリキュラムは2年目となりましたが、看護学の基礎を効果的に教授する科目構成になっているか否かについては、2022(令和4)年3月以降に検証することを計画しています。

【1-3-12 現状】

旧カリキュラムの専門教育科目に配置する「災害看護」科目は、災害に対する知識を深め、災害が人々の健康や生活に与える影響、そして災害看護の対象者である被災者及び救援者の健康問題やこころの問題について探求することを目的として4年次に配置しています。また、「救急看護法」科目は、応急処置に焦点をあて、戸外で遭遇する事例を用いながら、必要な判断根拠となる観点や対応策等を学修することを目的に4年次前期に配置しています。このように、教育効果を高める上で適切な学年配置となるよう授業科目を体系的に編成しています。

現行カリキュラムは、「看護は、学修の積み重ねである」ことを重視して、学修レディネスを踏まえた授業科目の学年配置とするために、適切性に視点を置いて学年配置を見直しています。4年次に配置した「救急看護法」科目と「災害看護Ⅰ」科目を1年次の授業科目へ変更し、「アーリー・エクスポージャー」科目として適切な学年配置としています(資料45. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー)。

(https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー)。

【課題や改善の取り組み状況など】

4年次に配置する「災害看護Ⅱ」科目は、選択科目となりますが、学年配置の年次および選択区分の適切性については、2022(令和4)年3月以降に検証することを検討しています。

【1-3-13 現状】

現行カリキュラム、旧カリキュラムともに新入生を対象とした導入教育では、これから始まる学生生活に必要な情報や学習の仕方、レポートの書き方等についてガイダンスを実施しています（資料 54. 2019 年度フレッシュマンセミナー導入教育報告書）。

臨地実習については、学修に取り組む心構えができるように実習科目の構成と履修要件を 1 年次に説明しています。また、健康に留意して学修を継続できるようストレス対処法に関する講座を、1 年次の後期に設けています。

自主的な学習が求められる大学生活に適應させることを主目的としたプログラムを作成し、実施時期に考慮して学生に参加を促しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

基礎、母性・助産、小児、成人、老年、精神、在宅、公衆衛生の 8 領域の教授で構成するカリキュラム検討部会において、2022（令和 4）年のカリキュラム改訂に向け、「自校教育」科目と「キャリア教育」科目を新たに開設することを検討し、骨子素案の作成に着手することを計画しています。

「自校教育」科目では、建学の精神「自主自律」、生活信条「愛情・勤勉・聡明」が学びの基礎になっていることを学生が理解できるような授業内容・方法等を検討する必要があります（資料 52. 令和 2 年度カリキュラム検討部会活動計画）。

評価項目：1－4．意思決定組織への参画

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者*)は議題を提出できる。	大学組織に関する規程等において会議の構成員が示され、看護学教育の責任者*)が参加する会議とその決定権について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（大学・学部・専攻の規程、組織図等）
15. 看護学教育の責任者*)の選考基準が明確である。	大学の規程等において看護学部長、看護学科長、看護学専攻長等の看護学教育の責任者の選考基準が明記されているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（大学・学部・専攻の規程等）
*) 看護学教育の責任者とは、学部長、学科長、学科主任、専攻長などの職位の者をいいます。	

【1-4-14 現状】

大学組織全体の教育・研究を遂行するため、学長、各学部長、各学科長等で組織する協議会を設置しています。学長が議長となり、全学にわたる教育・研究を遂行するための連絡・調整に関する事項並びに教育・研究上の事務的処理に関する事項を審議しています。協議会には、健康科学部長および看護学科長が出席します。その他主要な会議には健康科学部長が出席し、議案に対する決定権を有しています（資料 15. 学校法人渡辺学園 組織図、資料 55. 全学運営会議規程、資料 56. 協議会規程）。

開設以降、本学科は、教育に係わる数多くの要望を議題として提出してきましたが、審議され概ね承認を得ている状況があります。

【1-4-15 現状】

健康科学部長は、学部長選考規程に基づいて決定し、学長が任命しています。選考は、学部長候補者のうちから選挙によって行い、候補者となることができる者は、健康科学部所属の専任教員の教授を対象としています。選挙は、健康科学部所属の教授、准教授、講師の資格を有する専任教員が投票を行います。

看護学科長は、科長選考規程に基づいて決定し、学長が任命しています。選考は、科長候補者のうちから選挙によって行い、候補者となることができる者は、看護学科所属の専任教員の教授を対象としています。選挙は、看護学科所属の専任教員が投票を行います。

健康科学部長、看護学科長の選考基準は明確であり、それぞれの選考規程に基づいて、公正に選考しています（資料 5. 学部長選考規程、資料 6. 学部長の職務規程、資料 57. 科長選考規程、資料 58. 科長選考規程に係る運用について、資料 59. 学部長の職務規程に関する運用内規、資料 60. 科長の職務規程）。

評価基準 2. 教育課程における教育・学習活動

教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学習できる環境が整っていること。

評価項目：2-1. 教育内容と目標・評価方法

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
1. 各科目担当者はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。	各科目担当者が2つのポリシーを考慮して教育内容を構成していることが分かる資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（シラバス、シラバス作成要領等）
2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。	時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容であることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（シラバス等）
3. 各科目の到達レベルが明示されている。	到達レベルが明示されているかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（シラバス、実習要項等）
4. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。	評価方法が明示されているかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（シラバス、実習要項等）
5. 評価者が明示されている。	評価者が明示されているかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（シラバス、実習要項等）
6. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。	科目ごとの評定基準が明記されていること、また大学として成績の基準が明記されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（履修要項、シラバス、実習要項等）
7. 評価は学生にフィードバックされている。	学生にどのようにフィードバックされているのか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（シラバス等）
8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。	学生への配布物に、この仕組みや活用方法に関する説明があるかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（履修要項等）

【2-1-1 現状】

現行カリキュラムのすべての授業科目は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの各ポリシーに基づいて教育内容を構成し、各授業科目の関連性を示すカリキュラムツリーを作成しています。各授業科目の到達目標が、ディプロマ・ポリシーに明示する資質能力を、どの項目に該当するかを明確化するため、カリキュラムチェックリストを作成し、図示化しています。各科目担当者は、カリキュラムツリーとカリキュラムチェックリストを踏まえて、授業の到達目標、授業計画、評価方法等の項目をシラバスに掲載し、各ポリシーに基づいた教育内容を構成しています（資料 25. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_cc.pdf) カリキュラム

チェックリスト、資料 26.平成 31 年度用『シラバス作成要領』、資料 45.東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf) カリキュラムツリー)。

旧カリキュラムは、2014 (平成 26) 4 月学科開設時のカリキュラム編成方針に基づいて教育課程を編成するとともに、各授業科目の関連性を示すカリキュラムツリーを作成しています。各科目担当者は、カリキュラムツリーを踏まえて教育内容を構成しています (資料 49.設置の趣旨等を記載した書類 (p.27~p.43)、資料 53.カリキュラムツリー (2017 年度カリキュラム))。

【課題や改善の取り組み状況など】

ディプロマ・ポリシーに明示する資質能力をシラバスに記載するため、2020 年度シラバスから様式を改訂し、「授業の到達目標」の項目にディプロマ・ポリシーとの関連を明記することにしてあります (資料 26.令和 2 年度用『シラバス作成要領』、資料 27.2020 年度シラバス)。

【2-1-2 現状】

法律や制度は社会の変化に伴って次々と制定・改正されているため、教員は最新の情報や知見を踏まえて教育内容を確認し、授業用の資料を作成して学生に配付しています (資料 61.「看護学概論」授業資料)。

厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムの 1 つである「暮らしの保健室」の開設者や看護の現場、公衆衛生看護の第一線で活躍している実践家をゲストスピーカーとして招くことにより、最新の看護実践活動を通して、社会の現在および将来の状況ならびに社会の中で求められる看護の役割・機能について教授しています (資料 62.科内会議 (9/4) 資料:ゲストスピーカーについて (各科目におけるゲストスピーカーの承認に関する書類)、資料 63.「保健医療福祉行政論 I」難病対策講義資料 (狭山保健所 古川晃子保健師 2019.11.29))。

複数の授業科目 (「母性看護学概論」、「保健医療福祉行政論 II」、「看護研究 II」等) で取り入れているアクティブラーニングは、課題の調べ学習、グループ学習やディスカッションを通じて、情報や知識を得る、自分の意見、考えをクラス全体の中で発表する主体性を身につけることができます。旧カリキュラムについても、実習先の看護部長をゲストスピーカーとして招聘し、看護理念、看護体制等について最新の知見を踏まえて、授業を開講しています。講義と演習、すべての学修過程において、一方向の知識伝達型の教育とならないよう、学生が学修過程に参加することを促す参加型の授業を展開しています。また、他者の考えを聞く姿勢、自分の考えを表現する方法が身につくよう、グループワーク、ペアワーク、プレゼンテーションの場を設けています。

【2-1-3 現状】

専門科目の区分で開設する演習科目と実習科目については、看護専門職者として必要な能力を身につけるための学修の積み重ねが可視化できるようチェックリストと評価表等を活用して、学生は学修の到達レベルを自己認識することができます。

基礎看護技術の演習は、チェックリストの項目に沿って確認することにより、その学修時間内で学ぶべき技術を、どの程度できたかを把握することができます。技術試験では、終了後自己評価表に記録することによって、自らの技術修得レベルを確認するとともに、学修を振り返るツールとして活用しています。技術のチェックリスト、技術試験の自己評価表は、旧カリキュラムでも活用しています (資料 64.看護の基本技術チェックリスト、資料 65.技術試験評価表)。

実習については、それぞれの授業科目で求められる知識・技術・態度がどの程度達成できているかを、点数や 5 段階で設定した評価表やルーブリック評価表により確認することができます (資料 29.2019 年度『実習要項』)。科目の到達レベルが明示された評価表を活用することで、学生は自己の問題や課題を見出し、看護実践力の向上に向けた取り組みにつなげることができます。

【課題や改善の取り組み状況など】

3 年次科目「小児看護の実践」「成人看護の実践 I」「成人看護の実践 II」「精神看護の実践」と 4 年次科目「統合実習」以外は、ルーブリックを用いた評価方法を実施していません。実習は、知識・技術・

態度を統合する場であり、看護教育では重視されることから、学生が自己の学修到達状況を評価できるように、すべての実習科目について、評価基準であるルーブリックを作成することを計画しています(資料 66. ルーブリック評価表(「小児看護の実践」「統合実習(小児看護学)」「統合実習(公衆衛生看護学)」「在宅看護の実践」「公衆衛生看護学実践Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」))。

【2-1-4 現状】

現行カリキュラム、旧カリキュラムともに全学科共通の様式により、すべての授業科目のシラバスに「評価方法」の項目を設定しています(資料 27. 2019 年度シラバス)。すべての実習科目について、『実習要項』に評価項目と配点を明記しています。「小児看護の実践」「成人看護の実践Ⅰ」「成人看護の実践Ⅱ」「統合実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」の各授業科目については、ルーブリック評価表を使用しています(資料 29. 2019 年度『実習要項(小児：様式 9、公衆衛生 p. 50～p. 52)』、資料 67. 成人看護の実践Ⅰ・Ⅱ 共通評価基準)。

シラバスの作成に先立ち、全学科の専任教員を対象に「アセスメントポリシーを踏まえた成績評価に関する研修会」を開催(2019 年 2 月 8 日)し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、学生の学修成果の評価について、教員は検証することを認識し、全学科で共有を図っています(資料 68. 東京家政大学アセスメントポリシー、資料 69. 「学習評価についての再確認」FD 研修会資料)。

作成したシラバスについて、記述内容を確認する第三者チェックを、全学的に実施しています(資料 70. 【シラバス】チェックポイントの確認(学修・教育開発センターからのメール))。

【課題や改善の取り組み状況など】

今後はすべての実習科目について、ルーブリック評価表を活用する予定があります。

【2-1-5 現状】

現行カリキュラム、旧カリキュラムともに、各授業科目の成績評価は、科目担当者が行っています。オムニバス形式の授業科目については、科目担当者間で協議し、合意を得ることにより、成績を判定しています。講義・演習・実習の各授業科目のシラバスに科目担当者名を記載し、授業開始時のガイダンス、各領域実習オリエンテーションで学生に説明しています。(資料 71. 保健医療福祉行政論Ⅱ(授業ガイダンス時の資料)、資料 27. 2019 年度シラバス、資料 29. 2019 年度『実習要項』)。

【2-1-6 現状】

東京家政大学学則第 5 章「学習の評価と卒業の認定」の第 43 条に「成績は、秀・優・良・可・不可」の 5 級を定めて、『学生便覧』の成績評価の項目に「合否・評語・評点・評価基準」を明示しています(資料 2. 東京家政大学ホームページ(https://www.tokyo-kasei.ac.jp/about/disclosure/2019gakusoku_daigaku.pdf) 学則第 43 条)。

現行カリキュラム、旧カリキュラムともに『学生便覧』は、入学時に全学生に配付し、1 年次から 4 年次のオリエンテーション時に成績評価基準について説明しています(資料 17. 2019 年度『学生便覧(i-30)』、平成 29 年度『学生便覧(i-30)』)。

演習科目にある看護技術試験については、事前に評価表を示し、学生に評価の視点がわかるようにしています(資料 72. 平成 31 年度 実技試験実施要領、資料 65. 技術試験評価表)。

【2-1-7 現状】

保証人宛に『成績通知書』を郵送して、保証人は成績評価を把握することができます。保証人が学生の成績状況を知ることで、本学の学修支援の成果や必要性などを確認しています(資料 73. 成績通知書の送付について(送付文書))。

評価資料となるレポートは、個々の学生へコメントを記入し、返却しています。レポートを返却する際は、全体の評価やレポート作成の留意事項等を含めて、指導しています。

実習評価は、個々の学生と実習指導教員との面接時に、学生の自己評価と教員評価を照らしながら、実習成果の確認および課題を明らかにしています。

e-learnig のシステムとして、旧カリキュラムでは、本学独自の e-kasei を利用して、学生にフィー

ドバックしていましたが、現行カリキュラム開始と同時にシステムをリニューアルし、クラウド型学習支援システムである manaba を利用しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

学生へのフィードバックは、学修の過程及び教育の過程を可視化することで、学生一人一人に対してきめ細かい学修支援ができるので、ポートフォリオやクラウド型教育システムの manaba course の「個別指導コレクション」の活用方法をさらに検討する必要があります（資料 74. 「個別指導コレクション」 教員用マニュアル）。

【2-1-8 現状】

半期ごとに成績を発表し、学生はポータル「成績照会」から自身の成績を確認することができます。ポータルの成績公開期間に合わせて成績評価についての問い合わせ期間を設け、学生は学務課の受付窓口にて所定の用紙を用いて疑問・不服等を問い合わせる仕組みを整備しています（資料 75. 成績公開（発表）について）。その対応件数は学務課が集計し、狭山教務委員会にて学生の評価への疑問等を把握しています。この体制は、本学科開設初年度より行われており、現在も同様に学生からの疑問・不服等に対応しています。

なお、学生から成績評価に関する問い合わせや確認の申し出があった場合は、科目責任者や科目担当者が対応し、採点や評価結果を確認・検討しています。試験問題や解答用紙は、最低 1 年を保管期間としています。

成績の確認は、所定の手続きにより成績データを管理している学務課が対応しています。

評価項目：2-2. 教員組織と教員の能力の確保

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。	大学が定めた専門領域ごとにその領域を教授できる教授（または准教授）が配置されていること、実習指導は専任教員が担当できる状況であることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（教員組織と担当科目の一覧、実習配置図、時間割等）
10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。（看護教員一人当たりの学生数が参照基準（JANPU の直近の実態調査のデータ）を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。）	看護教員数が確保され、参照基準に適合していることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。参照基準を下回っている場合は、現在の教員数が教育・研究・社会貢献の質保証上問題のないことについて、もしくは今後の教員数増員の計画などにより、参照基準を上回る努力をしている等の資料を示してください。 なお、「看護教員」とは、看護師・保健師・助産師免許を有する教員をさします。 ◆根拠資料（教員定数、教員配置一覧等）
11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。	方針、基準が明確かどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（教員採用規程、教員昇任規程等）
12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。	該当する仕組みと実績について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（新任教員育成プログラム等）
13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。	看護実践活動を組織として支援する仕組みについて、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（教員の活動に関する規程等）

14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動をしている。 (推奨)	評価の観点 13 の成果として、教員の看護実践活動の実績を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (教員の看護実践活動報告書等)
15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。	研究支援や研究能力向上についての、組織的取り組みと実績があるかどうかを、根拠資料を示し、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (研究支援等に関する規程、研究支援の実績一覧等)
16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。(推奨)	研究時間の確保に関する規定やその実施状況の根拠資料を示して、組織的な取り組みかどうかを、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (研究時間の確保に関する規定、教員の研究時間調査結果等)
17. 教員は研究結果を教育に活かしている。	教員が研究成果を教育に反映させている具体例を挙げた根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (シラバス等)
18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。	社会貢献を組織的に支援する仕組みがあり、実施されているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (社会貢献活動に関する規程、実績報告書等)

【2-2-9 現状】

教員組織の編成は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を遵守し、その上に本学部の教育理念、教育目標を達成するための専任教員を配置しています。基礎、母性・助産、小児、成人、老年、精神、在宅、公衆衛生の 8 領域に教員の専門性に準じて、専門領域を教授できる教授または准教授の専任教員を配置しています。実習も専門領域別の専任教員が指導しています。

専門領域・職位は、教員審査委員会で審査し、合格判定を受けています (資料 28. 時間割、資料 30. 実習配置表、資料 22. 教員の科目担当一覧)。

【2-2-10 現状】

本学科の教育目標の達成に向けて、専門領域ごとに、看護実践および教育キャリアを有した専任教員により、教育・研究・社会貢献に必要な教員組織を編成しています。看護系大学に関する実態調査 (2017 年度) では、教員一人あたり平均学生数は、全国平均が 10.6 人、私立大学が 11.1 人であるが、2019 年度 5 月現在の本学科は 13.0 人と全国および私立大学の平均を下回る結果となっています。このため、教員の採用計画を策定し、教員確保に努めています。

看護基礎教育においては、保健師助産師看護師法に基づき定められた保健師助産師看護師学校養成所指定規則に適合した看護教員と教員数を確保しています (資料 76. 2019 年度教員定数 (職位別専任教員一覧)、資料 77. 2019 年度看護学科専任教員 所属領域別名簿)。

【2-2-11 現状】

教員の採用は、「教職員の採用に関する基準」に定められた選考方法および審査によって行っています。教員採用は、原則公募としており、本学ホームページに「教員公募情報」の項目を設け、募集要項を掲載して、応募資格を明示するなど適切に行っています。また、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」を本学ホームページに掲載して、本学が求める教員像を公表しています (資料 3. 教職員の採用に関する基準、資料 78. 期限付教育職員 (大学および短期大学部) の雇用規程、資料 79. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/about/disclosure/policy/organization_policy.html) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針)。

教員の昇任に関する審査 (採用時の資格審査を含む) は、「教員審査基準Ⅰ」「教員審査基準Ⅱ」「教員審査基準Ⅱの運用内規」の各規程に基づき、教員審査委員会が研究業績等を総合的に審査していま

す。採用と昇任は候補者を理事会に付議し、理事長が決定しています（資料 4. 教員審査委員会規程、資料 80. 教員審査基準Ⅰ、資料 81. 教員審査基準Ⅱ、資料 82. 教員審査基準Ⅱの運用内規）。

【2-2-12 現状】

教員の育成に関し、助教については、3月末に次年度の研究計画書、年度末2月には研究成果報告書の提出を義務づけています。研究指導は、各領域の教授または准教授が行っており、助教の研究計画書、研究成果報告書は、大学の協議会にて、学部長が報告しています。

教育の質の担保・向上に向け授業内容、方法等について各領域会議において検討し、研鑽を積んでいます（資料 83. 研究計画書、資料 84. 研究成果報告書）。

【課題や改善の取り組み状況など】

今後、大学教員に求められる教授・学修支援能力の育成を到達目標とした研修プログラム、教員間のピアサポートを目指した研修プログラムについて作成することを計画しています。特に、新人教員の教育力の向上を図るため、自らが不足していると認識している能力、彼らが望むFD内容を把握し、それらの結果を踏まえたFDプログラムの作成を検討します。

【2-2-13 現状】

教員の看護実践活動は、各領域の教授で構成するカリキュラム検討部会が中心となって支援しています。外部の研修会への参加、教員研究成果発表会やその他のFDプログラムに参加をすることによって、教育、研究意欲の促進・向上を図っています（資料 85. 他教育機関、施設からの講師依頼文書、資料 86. リサーチウィークス発表プログラム）。

日本私立看護系大学協会主催による「大学新任教員のための研修会 2019（福岡）」（12月14日）に、3名の教員が参加して、効果的な教育方法や教員に求められる資質について理解を深めています。研修参加による個々の資質・能力の向上は、自己の研究活動に反映させています（資料 87. 大学新任教員のための研修会報告書）。

また、全国保健師教育機関協議会主催の2年間にわたる「公衆衛生看護学を教授する教員<ラダーⅠ>研修」に、公衆衛生看護学領域の教員1名が参加しました。研修に参加することにより、得た成果を学生指導に役立てています（資料 88. 研修受講報告書（令和元年度 第2回全国保健師教育機関協議会主催「公衆衛生看護学を教授する教員<ラダーⅠ>研修」））。

【課題や改善の取り組み状況など】

参加希望の研修会テーマやプログラムであっても、授業や臨地実習指導のために参加が難しい現状です。多くの教員がいつでも参加できるような手立てを考える必要があります。

【2-2-14 現状】

2019（令和元）年7月末から稼働しているかせい森の産後ケアサロンのデイサービス事業は、嘱託の助産師を置き、助産ケアを実施しています。住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるように、地域社会との連携や交流を発展・充実させていくことを目指して、協定を結んでいる狭山市および入間市と連携し、事業を展開していくことを計画しています。

このかせい森の産後ケアサロンを看護実践活動の場として、教員は研究活動を推進するフィールドとして活用し、学生は母子との関わりやケアを体験する学修の場として活用しています。このフィールドで母性・助産学領域の専任教員は、育児指導・相談、ベビーマッサージ等の実施を通じて、教育・実践能力の向上に努めています（資料 89. かせい森の産後ケアサロン（リーフレット）、資料 90. 東京家政大学かせい森の産後ケアサロン令和1年度産後ケア事業活動実績）。

【2-2-15 現状】

看護学科開設以来、科学研究費の採択件数は、2015（平成27）年度4件、2016（平成28）年度3件、2017（平成29）年度6件となりましたが、2018（平成30）年度は2件に減少し、2019（令和元）年度は0件の結果となっています。本学科では、専任教員への研究支援として、公開講座の開催や科学研究費獲得のための研修会などを開催し、教員の教育研究の能力向上と外部研究費の獲得に資していますが、2019（令和元）年度の採択結果を真摯に受け止め、研究能力の向上につながる研修支援の方法を

検証する必要があると捉えています（資料 37. 基礎データ 7. 外部研究費獲得率 (p. 5)）。

【課題や改善の取り組み状況など】

これまでカリキュラム検討部会が中心となって、教員の科学研究費申請を支援し、研究計画書の作成については、当該領域の教授が指導してきましたが、科学研究費の採択数が減少しているため、教員のキャリア形成を支援する取り組みを検討することから対策を講じたいと考えています。

【2-2-16 現状】

教育力の向上には、個々人の活発な研究活動が不可欠であることから、研究時間確保の支援措置として1週間に1日、本人の希望により研究日を確保することができます（資料 17. 2019 年度『学生便覧 (ii-65)』）。専任教員は業務優先となりますが、支障がなければ研究に専念できる時間と場所を得ることができます。学生指導において、時間内では対応できない実習指導や記録のコメントに相当の時間を要しています。このため、研究以外の業務にエフォートを多く取られ、教員の年間の全仕事時間に対する研究の実施に必要となる時間の配分が限られている現状があります。

【課題や改善の取り組み状況など】

研究時間を確保するためには、厳格にエフォートを管理する体制を構築するとともに、教職協働で業務を遂行することで、教員一人一人の業務負担を軽減する等業務量の平準化を検討する必要があると考えています。

【2-2-17 現状】

2015（平成 27）年から 2017（平成 29）年にかけて、大学間連携による共同研究に取り組み「東日本大震災を乗り越える実践的研究－福島の子どもに関わる生活と保育のさらなる充実を目指して」をテーマに教育研究を行っています。この研究結果をもとにして、2019（令和元）年 8 月末日に、健康科学部看護学科とリハビリテーション学科、子ども学部子ども支援学科の学生とともに、東日本大震災の被害を受けた現地に赴き、福祉・保育・学校の 3 分野について見聞、実践活動を行いました（資料 91. 「ふくしま学宿」行程概要、出張報告書、大学間連携による共同研究）。

2017（平成 29）年には、学長裁量経費による教育研究を行い、研究で作成した「術後スーツ」を、術後の観察スキルアップのために演習の授業で活用しています（資料 92. 手術後患者シミュレーションスーツの開発と演習教材としての活用の検討）。このように教員は研究結果を教育に活かしていると認識しています。

また、大学全体の企画として、毎年リサーチウィークスを実施し、FD フォーラム、ポスターセッション、教員研究成果発表会の各プログラムにて研究成果を発表する機会を設けています。

【2-2-18 現状】

専任教員による社会貢献を組織的に実施するため、令和元年 6 月に大学の附属施設として、かせい森の産後ケアサロンを開設し、母性看護学・助産学領域教員による母子とその家族に対する支援を行っています（資料 93. かせい森の産後ケアサロン 産後ケア運営方針、安全管理マニュアル）。

また、災害看護を研究テーマとしている専任教員を中心に、東日本大震災の復興支援チャリティーイベントとして 2011 年から始まったイナリヤマフェスタや南三陸ボランティアへ参画して、地域社会に貢献する支援活動を行っています（資料 94. イナリヤマフェスタ（報告書）、資料 95. 南三陸ボランティア報告書）。

評価項目：2－3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。	到達目標に達成するのに適切な教育方法が選択されているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（履修要項、シラバス、ポートフォリオ等）
20. 教育目標に対する学習の到達状況について、学生が継続	教育目標に対する学習の到達状況について、学生が主体的な学習プロセスを継続的に自己評価できる体制が整えられている

的に自己評価できる体制が整えられている。	かを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (ポートフォリオ、履修案内、シラバス等)
21. 教育方法にあった教室が準備されている (講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等)。	必要な教室、実習室等の数と、教育方法に相応しい教室の仕様であるかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (校舎図面、教室の視聴覚機器等一覧等)
22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。	自己学習スペースや学生がグループ討議できる部屋数が、学生数に照らして適切かどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (校舎図面等)
23. 実習用モデルや e-learning 教材、IT 機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。	教育目的、内容、学生数に相応しい教育機材等が準備され、且つ、十分な学習効果が得られているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (シラバス、実習モデル一覧、IT 機器一覧等)
24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。	機器・備品の整備・更新が適切に行われているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (整備・更新の記録等)
25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。	看護実習室に関する規定等の有無と、実習室運用の方針が教員や学生に周知されているかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (看護実習室に関する規定、学生便覧等)
26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。	実習室での医療安全管理対策は周知、実行されているか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (実習室に関する規定等)
27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。 (自主学習を支援する担当者が週4日以上配置されている。(推奨))	実習室の開放時間や授業時間外で使用する場合のルール等が整備され、学生が自主学習できる体制になっているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 さらに自主学習を支援する担当者やその配置について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (実習室に関する規定、学生便覧等)
28. 図書館には学習に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。	学習に必要な医療保健看護関連の文献・資料があるかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (蔵書数、購読雑誌一覧等)
29. 検索システムが整備されている。	学生が自主的学習に使用できる検索システムがあるかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (図書館の利用の手引き、学生便覧等)
30. 司書は自主学習を支援する機能を果たしている。	司書が行う学生支援の内容を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料 (図書館の利用の手引き、ガイダンス資料、司書の配置等)

【2-3-19 現状】

学生が授業の到達目標を達成できるように、授業形態や授業内容に応じて教育方法を設定しています。講義科目では、アクティブラーニングを多様に取り入れ、演習・実習科目では少人数のグループ(5~6人)に、実務経験を有する教員1名を配置して、個別に学生対応ができる教育支援体制を整備し

ています。さらに教育方法では、クラウド型学習支援システム（manaba）の利用やアクティブな特徴を持つ学習方法および履修カルテ（リフレクションカード）などを活用しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

2020年度のシラバスから「授業におけるアクティブな特徴」の項目を新たに設け、「授業の到達目標」や「授業計画」等の項目と合わせて、学生は教育方法を確認することができるようになります。そのため、アクティブな教育を実践するための方法を検討し、シラバスに記載する予定です（資料 27. 2020年度シラバス）。また、各授業科目はシラバスの作成段階において、学位プログラムが記載内容に責任を持つよう第三者チェックを組織的に実施することで、適切な教育方法を選択して授業を行っています。

【2-3-20 現状】

教育目標に対する学修の到達状況については、全学年を対象に年度末に実施するディプロマ・ポリシー達成度アンケートと、1年生と3年生を対象にした学生調査を実施しています（資料 96. 2019年 学生調査（一年生調査・上級生調査）実施のお願い）。これらの学生アンケートは継続的な評価として、学生と教員が学修状況を可視化することができ、学生の自主的学修を高めるデータとして活用しています。また、成績は3月に学生と保証人へ通知するとともに、この成績をGPA値に換算して、2.0未満の学生に対しては、クラス担任が学修に関する個別指導を行っています。本学の特徴として、年度開始時に、履修ガイダンス（履修案内）を行い、主な内容としては履修登録の方法と留意点、履修修正制度の説明を行っています。学生の履修に関する問題が早期に解決できるよう、クラス担任や教務委員が継続的に学生の相談を受ける体制を取っています。また、授業（講義・演習・実習）終了時には授業アンケートを実施して、学生による授業評価の結果を教員が把握し、授業内容・方法の改善を図っています（資料 97. 2019年度 科目別授業アンケート結果）。

【課題や改善の取り組み状況など】

さらに、学生が主体的な学修プロセスを継続的に自己評価できる体制を整えていく必要があります。

【2-3-21 現状】

各校舎の学習環境は、教室の仕様においてAV教室（約300人収容）を1室、大講義室（約180人収容）を3室、中講義室（約100～150人収容）を6室、小講義室（45～99人収容）を8室設置しています（資料 17. 2019年度『学生便覧（ii68～ii80）』）。看護実習室は7室を設置し、専門領域毎に医療施設や自宅に近い環境を整えた実習室を設置しています（資料 98. 『実習室使用要項』）。あらゆる年代への看護実践力育成のため、講義室と実習室とゼミ室は授業形態に応じた適切な広さと、設備（AV等）を有し、実習の準備ができる環境を整備しています。実習室には看護モデルシミュレーションを充実させて演習に活用するとともに、学生が自己学習できるように整備しています。

【2-3-22 現状】

学生の自己学習スペースについては、ゼミ室22室、ラーニングコモンズ1箇所、情報処理室1室を設置し、さらに図書館内に自習室、討議室、ビデオ視聴室を各1箇所設け、学生の自己学習に利用できます。ラーニングコモンズは、グループの大きさに応じて机を移動させることができ、学生の自由な発想で学習スペースをレイアウトすることができます。また、報告会などで利用頻度の高い、発表用の設備としてプロジェクターとスクリーンを設置し、多機能・多目的スペースとしての活用を可能としています。

情報処理室と図書館内に設置するパソコンは、授業終了後20時まで利用可能としています。また、キャンパス内のセミナーハウス（教育・研究のための研修施設）には、実習の準備に利用できるパソコンやコピー機を設置して、自己学習しやすい環境を整備しています（資料 17. 2019年度『学生便覧（ii68～ii80）』）。

【課題や改善の取り組み状況など】

学生の自己学習スペースは数多くあるものの、他学部の授業や学生の利用希望が集中する場合があります。利用状況の可視化やパソコンで申し込みできるようにしていくことや、教室数を増やす必要もあ

ります。また、学生は資料作成のために印刷する機会が多く、現状の印刷環境に加え資料作成が行える場所を増設する必要があります。

【2-3-23 現状】

実習室や実習指導室には、臨地実習に近い状態で学修できる最新の機器備品を多数揃え、あらゆる対象に応じた看護の学修ができるように教育機材を整備しています。最新の機器備品を学生数に応じて整備することによって学生は、少人数で演習ができる環境があり、演習後も自主的に学習することで、十分な学修効果を得ることができています（資料 99. 機器一覧）。

呼吸・循環のアセスメントが学習できる看護モデルシミュレーションは、臨地実習での実践への学修に効果をあげています。また、知識技術を確認するためのクラウド型学習支援システム（manaba）を利用して、学生は自己学習ができる e-learning システムを整備しています（資料 100. manaba の手引き、資料 101. manaba マニュアル 基本機能（学生用）、資料 102. manaba マニュアル 基本機能（教員用））。

【2-3-24 現状】

機器備品の整備と更新に関しては、看護実習室責任者が管理しています（資料 99. 機器一覧）。各専門領域の専任教員が、学生の講義・演習に必要な教材や看護実習室の看護モデルシミュレーションの新規購入を検討し、毎年度の整備計画案を作成しています。各領域からの購入希望の機器備品の予算案を学務課に提出し、承認の手続きを経てから購入しています（資料 103. 2019 年度 看護学科 機器・備品購入予定一覧）。

機器備品の整備点検は、看護実習室責任者が主となり、定期的を実施しています。

【2-3-25 現状】

実習室を使用するためのルール等を記した『実習室使用要項』を作成しています。『実習室使用要項』には、実習室使用の心構え、基本的態度、入室する際の注意事項、物品破損および事故発生時の対応、実習室の整備、自己学習での使用、物品の貸し出し、ユニフォーム着用時の身だしなみの各項目を記載し、学生にルールの徹底を周知しています。また、看護実習室および実習指導室の全体配置図、自己学習時の手続き等使用上の留意点を記載して、学生にわかりやすい冊子として編集しています。『実習室使用要項』は、全教員および全学生に配付し、実習室を使用する授業等において冊子の活用方法を説明しています（資料 98. 『実習室使用要項』）。

【2-3-26 現状】

実習室での医療安全管理対策は、演習科目において安全に演習が実施できるよう専任教員 4～6 名がクラス別に学生を指導し、対応方法等の周知を図っています。演習終了時には教員の指導のもと、廃棄する使用済みの物品は分別し、医療安全管理対策に沿って廃棄しています。実習室で使用した一般ゴミは、燃えるゴミと燃えないゴミに分別して破棄し、針やガラス類、血液や体液の付着した物品は、医療廃棄物専用の容器に廃棄し、委託先の廃棄業者が廃棄しています。また、医薬品、注射針等は、鍵のかかる戸棚に収納し、鍵は専任教員が管理し、医療安全管理を徹底しています。

なお、学生から事前に提出される自己学習使用届で自己学習内容を教員が確認し、必要時教員が直接指導にあたることもあります。このように実習室での医療安全管理を徹底し、対策を講じています（資料 98. 『実習室使用要項（p. 2）』、資料 104. 実習室のごみの廃棄について（基礎看護学））。

【2-3-27 現状】

『実習室使用要項』に、開放時間および自己学習する場合の使用上の留意点、使用方法・手続きを記載しており、当該要項に沿って学生は、自由に実習室を利用することができます（資料 98. 『実習室使用要項（p. 2～p. 3、p. 6～p. 7、p. 14、p. 19、p. 24）』）。実習室の利用は予約制とし、専任教員が個別指導を実施する自己学習支援体制を整備しています。実技試験前には、教員が指導日時を設定し、実習室で技術の確認や実技指導を行い、学生の自己学習をサポートしています。なお、実習指導室は看護モデルシミュレーション等の精密機器を整備しているため、常時施錠していますが、学生は事前に担当教員へ連絡することで、シミュレーターを用いての個別指導を受けることができます。

【課題や改善の取り組み状況など】

自己学習支援は、専任教員が対応していますが、実習や授業と時間帯が重複することがあるため、自己学習をサポートできる指導教員の人数を増すことを視野に支援体制を見直す必要があります。

【2-3-28 現状】

本学の図書館は狭山図書館と板橋図書館を設置し、両館合わせて約 49 万冊の蔵書があります。そのうち、狭山図書館では約 13 万冊所蔵し、医療保健看護関連図書は約 2.5 万冊になります。

継続受入雑誌は狭山図書館では「東京家政大学狭山図書館継続受入雑誌一覧」のとおり 130 種の雑誌を受入れし、そのうち医療保健看護関連は 43 種あります（資料 13. 東京家政大学・東京家政大学短期大学部図書館規程、資料 105. 東京家政大学狭山図書館継続受入雑誌一覧）。

電子ジャーナル、電子ブック、データベースにつき、「東京家政大学電子資料一覧」のとおり大学間共同契約のコンソーシアム（JUSTICE、JMLA）に加盟し、安定的・継続的な電子資料提供の確保に努め、医療保健看護関連の電子資料は一覧のとおりとなります（資料 106. 東京家政大学電子資料一覧）。本学では国立情報学研究所の「学認」に参加しており、電子資料が学内のみならず学外からもアクセス可能な環境を整備しています（資料 107. 学認）。

【課題や改善の取り組み状況など】

本学図書館では狭山図書館・板橋図書館それぞれの蔵書構築方針を定め、大学図書館としての役割分担を明確にしています。狭山図書館では医療保健看護関連の最先端情報の収集に特化し、常に資料の鮮度を維持する必要があります。

【2-3-29 現状】

本学図書館資料検索は狭山図書館と板橋図書館の両館共通となっています。学生はどちらの図書館も同じように利用ができ、さらに、板橋図書館の資料の取り寄せは、図書館システム（MyOPAC）から申し込み、狭山図書館で受け取ることができます（資料 108. Tokyo Kasei University Library Guide Sayama（図書館利用案内））。

「東京家政大学機関リポジトリ」からは本学刊行物（東京家政大学研究紀要等）について本文をインターネット公開しオープンアクセスに寄与する役割を果たしています。本学機関リポジトリは CiNii Articles ともリンクが張られ、アクセスしやすい情報環境を提供しています（資料 109. 東京家政大学機関リポジトリ）。また、本学機関リポジトリは、東京家政大学研究者情報データベースと連携していることが特徴となります。

【課題や改善の取り組み状況など】

印刷体、電子資料などハイブリッドな情報環境を構築しており、多様な学術情報への利用促進を、学術情報リテラシー教育支援をさらに充実していく必要があります。

【2-3-30 現状】

狭山図書館では学術情報リテラシー教育支援として、図書館司書が看護学科学生全員に対し、1 年次科目「看護学概論」で図書館活用法（図書編）を、3 年次科目「看護研究 I」で雑誌論文・新聞記事の探し方を、各科目の授業内で説明しています。その際、本学図書館が年次的に刊行している「東京家政大学生のための情報リテラシーテキスト」を使用しています（資料 110. 東京家政大生のための情報リテラシーテキスト）。この学習支援は、医療保健看護情報につき、情報源の知識・検索・情報の入手に困難をきたさないよう情報活用能力を身につけることを目的としています。

また、図書館カウンターでは図書館司書によるレファレンスサービスにより、自主学習を支援するため、図書館利用や情報収集に関する個別支援を行っています。

狭山図書館は、図書館司書資格を持つ専任職員 2 名、嘱託職員 1 名を配置し、専門性をさらに高めるべく、研鑽を積んでいます。

学生が医療保健看護情報へアクセスできる情報活用能力を向上できるように、教員と司書が連携のもとに取り組んでいます。

評価項目：2－4．臨地実習

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
31. 講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。	講義科目と実習科目の関連を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（実習要項、シラバス、カリキュラムマップ等）
32. 臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。	大学が実習施設を確保していることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（実習要項、実習施設概要、実習受け入れに関する承諾書等）
33. 臨地実習の展開に適切な数の教員（専任・非常勤）が配置されている。	実習指導体制や方法と教員配置の適切性を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（実習要項、非常勤の実習指導教員に関する規程等）
34. 教員の実習指導能力の向上を図る仕組みがある。	実習指導に関連するFDが実施されているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（FDの実績一覧、実習指導に関連する研修会資料等）
35. 臨床教員等の任用基準が明確である。	臨床教員等の任用基準が明記されているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ここでいう臨床教員等とは、大学から称号を付与または任用する臨地実習施設の職員をいいます。 ◆根拠資料（臨床教員に関する規程等）
36. 大学教員と臨床教員等の役割分担を明確にし、協働している。	大学教員と臨床教員等の役割分担が明示されているか、根拠資料を示し、点検・評価してください。 ◆根拠資料（実習要項、役割分担申合せ等）
37. 臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。	組織的に実習施設との連携を図っている仕組みを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（連絡会等の規程、連絡会等の記録等）
38. 組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。	感染症対策が明示され、周知されていることを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（感染予防に関する規定、感染症予防マニュアル、感染症対応の発生件数等）
39. 実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。	傷害・損害の予防から事故発生後の対策がとられているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（事故発生時マニュアル、学生の保険加入状況、事故報告数等）
40. 個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。	個人情報保護が周知され、保護のための対策が実行され、事故発生後の対策が明示されているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（情報管理を含む安全管理マニュアル、事故報告マニュアル等）
41. 実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。	実習におけるハラスメントの予防対策がとられているかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（実習要項、ハラスメント予防や発生時の対応に関する規定、ハラスメント事案件数と対応状況等）

【2-4-31 現状】

講義科目は、学生のレディネスを考慮して授業内容を設定しています。実習科目は、段階的にかつ学修の積み重ねを重視し、講義・演習で学んだ知識・技術・態度を統合させながら、臨地で看護実践の方法を修得していくことから、既習の講義科目と連動させています。1年次「基礎看護の実践Ⅰ」科目では、日常生活援助の実施に必要な5科目、2年次「基礎看護の実践Ⅱ」科目は看護過程の展開に必要な4科目、3年次の各領域実習では、個別的な看護実践力を高める概論・方法論を履修要件とし、4年次「統合実習」科目では専門性を深めるために各実習科目の単位修得を履修要件としています。各実習に向けて、学内では技術演習とPS(ペーパーペイシエント)を用いた看護過程演習を行い、事前学習では既習科目の復習により基礎知識を想起して実習に臨むように自己学習を促しています。なお、旧カリキュラムも同様に講義科目と臨地実習科目の授業内容が連動するよう設定しています(資料17. 2019年度『学生便覧(i-38)』、平成28年度『学生便覧(i-36)』、資料45. 東京家政大学ホームページ(https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_ct.pdf)カリキュラムツリー、資料53. カリキュラムツリー(2017年度カリキュラム))。

保健師課程、助産師課程においても、講義科目と実習科目は連動しています(資料27. 2019年度シラバス(「公衆衛生看護活動論Ⅰ」「公衆衛生看護活動論Ⅱ」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」「助産診断・技術学Ⅰ」「助産診断・技術学Ⅱ」「助産診断・技術学Ⅲ」「助産診断・技術学Ⅳ」「助産学実習Ⅰ」「助産学実習Ⅱ」「助産学実習Ⅲ」))。

【2-4-32 現状】

現行カリキュラム、旧カリキュラムともに臨地実習施設は、学内で学んだ理論や技術を実際の看護場面で実践し、新たな体験学習を通して看護の本質に迫り、自己の看護観を養う重要な学修の場となります。本学は、附属施設の病院を設置していませんが、学生が効果的な実習ができるための物的・人的に教育の場としてふさわしい実習施設を確保しています。なお、本学科開設当初(2014(平成26)4月)から、武蔵野赤十字病院、公立福生病院、青梅市立総合病院は、主たる実習施設として緊密な協力関係を構築しています。

実習施設はすべて、保健師助産師看護師法および保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められている「実習施設に関する事項」を充足しています。

効果的な実習指導を展開するためには、大学と実習施設の相互理解と「優れた看護専門職者を育てる」という共通理念に基づいて指導を進めています。実習前には施設と実習の打ち合わせを行い、終了後は振り返りの評価会議を開催して、大学と施設との指導体制の強化を図っています(資料29. 2019年度『実習要項(基礎看護の実践Ⅰ・Ⅱ、母性・小児・成人・老年・在宅・精神看護の実践、公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ、助産学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、統合実習)』、資料113. H31看護学実習ローテーション表)。

【課題や改善の取り組み状況など】

今後、臨地実習は、本学の附属施設であるかせい森のクリニックおよびかせい森の産後ケアサロンや開設予定の訪問看護部門を実習施設として活用していくことを計画しています(資料111. 令和2年度かせい森の産後ケアサロン実習スケジュール、資料112. かせい森の訪問看護実習スケジュール)。

【2-4-33 現状】

臨地実習(1・2年次「基礎看護実習」科目、3年次「領域別看護実習」科目、4年次「統合実習」科目)は、1グループ5~7名の学生に、専任教員または非常勤講師が1名付いて、実習開始時間から終了時間まで臨床指導者と共に学生の指導にあたっています。1グループを教員1名が指導する実習指導体制は、旧カリキュラムから継続して現行カリキュラムでも実施しています。専任教員と非常勤講師は、実習開始に際して、事前研修と実習調整を行っています。実習期間中は、相互に実習の進捗状況について連絡・相談を行い、学内では学習困難な学生の指導を実施しています(資料114. 2019年度教員配置表)。

【課題や改善の取り組み状況など】

2020(令和2)年4月から、実習指導体制の充実・向上を図るため、臨地実習を担当する看護臨床講師

の採用を予定しています(資料 115. 看護臨床講師に関する規程(案))。

【2-4-34 現状】

実習指導に関する FD 活動として、2015(平成 27)年度は、実習の振返りに活用できるポートフォリオをテーマに、2016(平成 28)年度は、実習において客観的評価や評価の軸がずれにくいとされるルーブリックをテーマに、研修を実施しています。

2018(平成 30)年度は、実習目標の点検をテーマに、2019(令和元)年度は、事例を基に学生・教員の言動の背景・ハラスメント防止の解決法についてディスカッションを行い、教員個々に自己の課題として考えることを研修のねらいとした「臨地実習におけるハラスメント防止」をテーマに FD 研修を実施しています(資料 116. 2019 年度看護学科 FD 研修会資料「臨地実習におけるハラスメント防止」)。

新任教員の教育の質保証と管理責任者の役割を認識するための資料として「新任教員のための FD ガイドライン」を活用し、実習指導能力の向上を図っています(資料 117. 新任教員のための FD ガイドライン(2019 年度看護学科 FD 研修会資料))。

【課題や改善の取り組み状況など】

今後も実習指導能力を高めるために、定期的に FD 研修会を開催することを計画しています。また、新任教員に対して、各領域の責任者が「臨地実習における学習支援力」評価チェックリストを活用して指導することを計画しています。

【2-4-35 現状】

臨床教員等の任用基準に関する規程は定めていませんが、本学科開設当初(2014(平成 26)4月)から臨地実習施設における臨床指導者は、5年以上の臨床経験があり、病棟で指導的立場にある者とし、実習指導者講習会を受講していることを前提に選任しています。各実習施設では、学生指導にあたる実習担当教員が臨床指導者としてふさわしい人材を選定しています(資料 11. 教員と臨床指導者の役割)。

【課題や改善の取り組み状況など】

カリキュラム検討部会は、新たに臨床教員の採用を検討すべく、臨床教員の任用基準の作成および称号付与等に関して、検討することを予定しています(資料 10. 東京家政大学健康科学部臨床教授等の称号付与に関する規程(案))。

【2-4-36 現状】

実習担当教員と臨床指導者の役割分担について、実習の打ち合わせ時に資料(教員と臨床指導者の役割)に基づき確認しています(資料 11. 教員と臨床指導者の役割)。教員は、主に学生の思考過程の指導を行い、臨床指導者は、主に看護の役割モデルを示します。行動目標と看護目標の整合性の確認、患者ケアの実践は、教員と臨床指導者ともに行っています。カンファレンスでは臨床指導者は患者ケアの問題解決の手がかりを示し、教員は看護の意味づけをし、思考の整理と課題の明確化を図っています。教員は実習成果を臨床指導者に伝えて意見交換し、次の実習に活かしています。教員と臨床指導者の役割分担の確認は、本学科開設当初(2014(平成 26)4月)から継続し実施しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

毎朝、各学生の行動計画の一覧表を基に教員と臨床指導者の役割は分担できていますが、今後も個々の学生の指導におけるディスカッションを綿密に行い、学生の学修状況を的確に把握し、学生の学習ニーズに適した指導につながる指導力をさらに高める必要があります。

【2-4-37 現状】

臨地実習施設との連携について、教員は実習開始前に実習施設の管理者と臨床指導者が参加する打ち合わせを実施しており、本学科開設当初(2014(平成 26)4月)から機能的に組織的な連携を図っています(資料 118. 青梅市立総合病院・公立福生病院・武蔵野赤十字病院打ち合わせ資料)。実習方針・内容、学生配置、レディネス、受け持ち患者の選定、指導体制、安全対策等について打ち合わせを行い、実習担当教員と臨床指導者の役割分担や連携の仕方を確認しています。

また、臨地実習施設との連携が機能的かつ組織的に行われることを目的に、前年度の実習評価を踏まえて、教員と臨床指導者の役割が機能的に果たせるよう意見交換を行っています。

【課題や改善の取り組み状況など】

実習の打ち合わせは、昨年の評価を基に行っていることから、運営上必要なことが論議され、有効であると考えていますが、打ち合わせで話し合われたことが、実習に係わる施設スタッフ全員に伝達されるよう情報共有の体制を強化する必要があります。

【2-4-38 現状】

感染症対策は、学内での講義、演習、臨地実習の事前のオリエンテーションを通じて、特に集団感染を防ぐためには、一人一人が感染や感染拡大の予防に努めることが大切であることを周知徹底していません(資料 29. 2019 年度『実習要項 共通 (p. 10～p. 13)』)。

感染症暴露に関する予防策として、臨地実習 1 週間前から臨地実習終了後 1 週間までの期間の健康チェックを学生に義務付けており、健康チェック表に記入するよう周知しています。その内容は、現行カリキュラム、旧カリキュラムともに『実習要項』に記載しており、臨地実習に必ず健康チェック表を携行するように指導しています。

集団感染を起こす可能性の高い結核については、結核感染対策の必要性を理解し、主体的に行動できるようにするための教育的アプローチが大切であると考えます。なお、発生した場合は、原則として実習施設の感染対策マニュアルに準じて行動することにしています(資料 29. 2019 年度『実習要項 共通 (p. 11)、様式 3 (健康チェック表)』)。

学生または教員が感染症に罹患した場合は、速やかに当該実習先に報告する体制を整備しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

感染症発生時には、教員と職員(学務課)が連携して、学生への連絡を徹底する必要がある、緊急時に遅滞なく対応できる体制を定期的に確認する必要があります。

【2-4-39 現状】

一般の傷害・事故予防に関しては、本学科開設当初(2014(平成 26)4 月)から入学時のオリエンテーションおよび各学年の前期開始前のオリエンテーションにおいて、学生に指導しています。

臨地実習に関する傷害・事故に関しては、1 年次の共通オリエンテーションで『実習要項』を使用し、説明しています(資料 29. 2019 年度『実習要項 共通 (p. 8～p. 9)』)。また、各臨地実習前のオリエンテーションにおいても指導しています。

また、予防的見地から学生には入学時に総合保険の加入を義務付けています(資料 32. 総合補償制度「will」加入者証)。事故発生を確認した場合、個人情報に配慮しつつ、インシデントおよびアクシデントレポートを作成することにしています。事故再発予防のために、教員は職員や臨地実習施設の関係者と情報交換を行い、予防・対策を周知しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

今後も実習中のインシデントおよびアクシデントは、臨地実習検討部会で情報を共有し、各領域の教員に伝達して、再発予防策等を検証する必要があると考えます。

【2-4-40 現状】

個人情報の保護に関しては、本学科開設当初(2014(平成 26)4 月)から入学時のオリエンテーションおよび各学年の前期開始前のオリエンテーションにおいて、学生に個人情報の取り扱いの重要性を指導しています。特に 1 年生は、外部講師に依頼して、情報管理のための講義を導入教育で実施し、個人情報を安全に管理することを周知徹底しています。

また、臨地実習においては、個人情報を取り扱う機会が多くなるため、各『実習要項』には個人情報保護に関する重要事項を記載し、臨地実習前のオリエンテーションで徹底した指導を行っています(資料 29. 2019 年度『実習要項 共通 (p. 6～p. 9)』、資料 2 (臨地実習説明書・同意書))。

個人情報の保全対策として、実習施設で受け持つ患者のカルテは、臨床指導者の監視下のみで閲覧するよう学生に周知徹底しています。また、個人情報の漏洩が発生した場合に備えて、学生は「個人情報漏えい保険」に加入しています(資料 119. 「個人情報漏えい保険」加入者証)。

【2-4-41 現状】

実習に関するハラスメントの予防について、学生に対し実習前のオリエンテーションおよび各学年の前期開始前のオリエンテーションで指導しています（資料 36. ハラスメント防止ガイドライン）。教員に対しては、2019（令和元）年度看護学科 FD 研修において「臨地実習におけるハラスメント防止」をテーマに知識の修得を図っています（資料 116. 2019 年度看護学科 FD 研修会資料「臨地実習におけるハラスメント防止」）。

臨地実習先の患者、医療従事者からのセクシャルハラスメント、臨床指導者のパワーハラスメントについては、当該病棟の責任者に報告・相談し、対応策を講じる体制を整備しています。また、学生から教員のパワーハラスメントの報告を受けた場合は、学部長、学科長が事実関係を当事者の学生から確認した上で、当該教員に事情を聴取、問題点を明らかにして、改善を図るよう促しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

2019（令和元）年度看護学科 FD 研修の資料を活用し、臨地実習におけるハラスメントの予防に関する対策を徹底します。ハラスメントに関しては、各領域において起こりうる可能性のある事例を踏まえて、各領域の『実習要項』に記載するとともに、ハラスメント予防、発生時の対応に関する規程の作成を検討しています。

評価項目：2－5．教育課程展開に必要な経費

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
42. 当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。	予算編成のプロセスにおいて、教学に必要な予算が確保される状況であるかどうか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 例) 謝金規程に基づいて実習施設への謝金や必要な外部講師謝金が確保されているかどうか等 ◆根拠資料（予算委員会規約、組織図、予算額等）
43. 設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。	予算委員会等における当該教育課程の責任者の位置づけと役割を確認し、設置主体の予算決定への関与を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（予算委員会の規約等）
44. 当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。	教学に必要な教育研究費の積算根拠とその執行状況を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（予算書・決算書、教育研究費の積算根拠等）
45. 教員は教育・研究に必要な予算の執行ができています。	教員が教育・研究に必要な予算の執行ができてきているかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（教育研究費の予算書・決算書、教育研究費の積算根拠、予算執行マニュアル、公的研究費等の管理執行マニュアル等）
46. 教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。	教員の教育能力開発に向けた取組の予算について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(FD 予算、FD 費の積算根拠等)

【2-5-42 現状】

教学運営に必要な経費は、学科ごと学生から徴収する実験実習費の徴収額によって確保しています。その経費配分は、毎年 10 月中旬に各部会や各係、各領域で必要な経費を算出し、次年度予算案を学務課の学科事務担当が取りまとめ、協議会の議を経て経理課へ申請しています。学科全体の予算が超過しない限り、申請通りの予算額が協議会にて承認されます。

高額なシミュレーションモデルの購入や教材・教具、機器備品のメンテナンス費用、実習に係わる費用等に関しても、計画的に予算編成することにより、十分確保できています(資料 15. 学校法人渡辺学園 組織図、資料 120. 協議会資料 (H30/12/13)「平成 31 年度大学の教育・研究費の配分単価等(狭山)について」、資料 121. 予算書)。

外部講師等への謝金に関しては、謝金規程に基づいて係る費用を予算計上し、予算措置を適切に行っています(資料 122. 学校法人渡辺学園謝金規程)。

【2-5-43 現状】

本学科の予算案は、健康科学部長、看護学科長が出席する協議会で審議しています。この協議会は学部長と学科長を構成員に定めているため、予算の決定には、学部長および学科長が関与しています(資料 56. 協議会規程、資料 121. 予算書)。

【2-5-44 現状】

教学に必要な予算執行について、担当教員が作成した原議書(決裁文書)は、学科長へ提出し、学科長が点検した後、執行に問題がなければ所属長印を押印します。その後、予算部門の長として学部長が当該原議書を確認します(資料 123. 原議書)。管理職 2 名が執行内容を点検・確認することから、予算執行は適切に行っています。

【2-5-45 現状】

研究活動を促進するため、教員研究費として講師以上の専任教員に対して 315,000 円を、助教に対して 157,500 円の金額を予算化し、その予算内で研究を行っています。また、研究活動奨励費を 300,000 円予算化し、期限付教育職員の研究活動を支援しています。その他、教育研究維持・充実費や大学全体で研究活動を促進する大学間連携等による共同研究経費等を設けています(資料 120. 協議会資料 (H30/12/13)「平成 31 年度大学の教育・研究費の配分単価等(狭山)について」、資料 124. 令和元年度研究活動奨励費申請一覧(狭山校舎)、資料 125. 大学間連携等による共同研究に関する規程)。教員は研究費を教育・研究活動に使用しており、予算執行を適切に行っています。

【2-5-46 現状】

教員には、教育上の資質向上のための活動を求めていることから、組織的な取り組みである FD 活動を毎年度実施しています。FD 活動では、授業内容・方法を改善し、向上させる研修を企画しており、FD 活動としての予算を確保しています。FD 活動の予算は、学修・教育開発センターが予算化しており、本学科は、その予算を活用して、教育能力開発のための研修を企画して教員の能力向上に努めています(資料 126. 学科主体 FD 費用申請書(書式))。

評価基準 3. 教育課程の評価と改革

各教科目及び教育課程を組織的に評価し、評価結果に基づき継続的に改善・改革する体制を整備し、実行していること。

評価項目：3-1. 科目評価・教育課程評価と改善

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
1. 教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。	教育目標やディプロマ・ポリシーの達成のために計画されている教育課程が、実際に計画に沿って展開されているかどうかを確認する仕組みと評価方法を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(教育課程に関する委員会規定、教育課程評価に関する規程、評価の実際の資料等)
2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。	科目間の関連性による教育課程の構成上の成果を評価する仕組みができていないかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。

	◆根拠資料(教育課程に関する委員会規定、評価の実際の資料等)
3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。	学生による満足度評価が組織的な取り組みになっているかを、根拠資料を示して点検・評価してください。 ◆根拠資料(評価の統括部門、実施方法、実施時期、満足度調査結果等)
4. 科目に対する学生からの評価(授業評価等)を組織的に行っている。	組織的に授業評価を行っているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(評価の統括部門、実施方法、評価項目、実施時期、授業評価結果等)
5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。	教員による教育課程の評価を定期的実施しているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(実施方法、実施時期、評価データ等)
6. 科目評価(授業評価)の結果を公表している。	科目評価(授業評価)の結果が公表されているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(教育課程評価に関する規程、教員・学生へのフィードバック方法、公表例等)
7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。	学生、教員からの評価を、教育課程の改善に活用するための組織体制ができているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(教育課程評価に関する規程等)
8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。	学生、教員からの評価結果を用いて、継続的に教育課程の改善に役立っているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(改善例、改善例の公表資料等)
9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向 [※])を踏まえ、構成されている。 ※)看護系大学協議会のコアコンピテンシー、日本学術会議の教育課程参照基準、文部科学省のモデル・コア・カリキュラム等	様々な提言・報告等と教育課程の関連を検討する組織体制や実施に関し、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料(教育課程に関する委員会規程、検討方法、検討時期、検討結果等)
注) 評価の観点3~8は、学部・学科単位で組織的に行っている科目評価ならびに教育課程の評価の取り組み例を、根拠資料として示してください。その取り組みが複数の観点に関わる場合は、同一の資料を根拠資料として用いて構いません。	

【3-1-1 現状】

全学的取り組みである教職員研究会(2019(令和元)年9月3日開催)において、2019(令和元)年度は「教育課程・学修成果の点検・評価」をテーマに、教育目標やディプロマ・ポリシーの達成のため、教育課程が計画的に展開されているかを確認しました(資料127.教職員研究会プログラム、資料25.東京家政大学ホームページ(https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_cc.pdf)カリキュラムチェックリスト)。

学位プログラムの評価については、各授業科目におけるディプロマ・ポリシーに沿った達成度アンケート結果から検証しています(資料47.達成度アンケート結果)。

また、カリキュラム検討部会では、前期および後期に開講しているシラバスの内容と実際に展開され

ている授業内容との実施状況について評価を行っています（資料 128. カリキュラム検討部会内規、資料 129. 2019 年度カリキュラム評価結果）。

【課題や改善の取り組み状況など】

学位プログラムの評価は、PDCA サイクルの Check にあたる部分であり、組織的・体系的な取り組みが求められることから、定期的に確認する仕組みと評価方法について再度検討する必要があると考えています。

【3-1-2 現状】

基礎教養科目及び専門基礎科目で修得した知識・技術を基に、専門科目でさらに知識・技術を向上させ、臨床の場での体験学習により、看護専門職者としての知識・技術・態度を養っています。実習科目は、段階的にかつ学修の積み重ねを重視し、講義・演習で学んだ知識・技術・態度を統合させながら、臨地で看護実践の方法を修得していくことから、既習の講義科目と連動しています。したがって、実習の学修成果は、科目間の関連性を評価する指標と考えます。教育課程の構成上の成果を評価する手段として、カリキュラムチェックリストを活用しています（資料 25. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/curriculum_tree/10_kango_cc.pdf) カリキュラムチェックリスト）。

各科目間における内容の関連と整合性については、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会が策定した『看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～』に沿って、科目間における授業内容の摺り合わせを行っています。その確認はカリキュラム検討部会が主体となって、現行カリキュラムのカリキュラムツリーを作成する際に、教員間で関連科目の授業の到達目標を確認しています（資料 130. カリキュラム検討部会議事録 (H29/10/10)）。

【課題や改善の取り組み状況など】

教育課程に関する検討事項は、カリキュラム検討部会の審議事項として定めていますが、教育課程の構成上の成果を評価する具体的なガイドライン等を策定していないので、ガイドライン策定に向けて検討を要すると考えています。

【3-1-3 現状】

学生による満足度評価は、1 年生と 3 年生を対象に、本学が加盟する一般社団法人 IR コンソーシアム (<http://www.irnw.jp/survey.html>) が実施する学生調査（「一年生調査」と「上級生調査」）を利用し、学習プロセスの間接アセスメントとして毎年実施しています。この学生調査は、学修・教育開発センターが主体となり、一年生調査を 2014（平成 26）年から、上級生調査を 2016（平成 28）年から全学部全学科を対象として組織的に実施しています。学生調査のアンケート項目は、学生の学習行動や学習時間、能力に関する自己評価、満足度を中心とした調査項目が含まれており、学生調査を継続することで、学生の経年変化や成長を把握しています。

また、コンソーシアムに加盟する大学が共通の調査項目で実施するため、学生調査の結果を会員校全体と比較することで、本学科の特徴を見出しています。本学の調査結果は、学修・教育開発センターが IR 情報として分析し、教授会で報告するとともに、各教員は授業改善に役立てています（資料 8. 学修・教育開発センター規程、資料 131. 令和元年度「学生調査」の実施授業科目について（依頼）、資料 132. 2019 年一年生調査、資料 133. 2019 年上級生調査）。

【3-1-4 現状】

学修・教育開発センターは、2018（平成 30）年度から原則としてすべての授業科目において授業アンケート（授業評価）を組織的に実施しています。授業アンケートは、学生に対して前期と後期の 2 回、各授業の終了時に実施しています。アンケートの回答は、学修・教育開発センターが集計して、数値化した回答を分析し、アンケートの評価結果としてすべての教員へフィードバックしています。教員は分析した評価結果を基に、授業を振り返り、次年度の授業内容及び方法の改善等に役立てています（資料 31. 授業アンケートご協力のお願ひ、資料 7. 2019 年度 授業アンケート実施要項（教員・学生向け））。

また、本学科では、独自に作成したアンケートを使用して、各領域の看護学実習終了時に調査を行っています(資料 134. 実習アンケート)。

【3-1-5 現状】

本学科では、教員からの教育課程に関する評価を収集するため、各領域の責任者に対して、年度末に当該領域の教育課程に関する評価を実施するよう指示し、各責任者から評価データをカリキュラム検討部会へ提出させています(資料 12. 教育課程評価 (IR 情報を利用した教育課程等の適切性の検証について))。

また、本学では授業アンケートによる評価データの他に、学科を超えて教員に授業を公開する仕組みがあります。教員は個々の授業のみならず、他の授業の見学を通して相互に教育内容やその成果を検証し、必要に応じて授業の改善を図っています(資料 135. 授業公開・見学のおしらせ (前期・後期))。

【課題や改善の取り組み状況など】

評価データの提出は、年度末の 1 回のみであるため、評価実施の回数を見直して定期的に収集し、評価データの分析に活用することを検討しています。

【3-1-6 現状】

学修・教育開発センターが、全学的に実施した授業アンケートの結果を科目別に集計し、科目担当者に結果をフィードバックしています。科目責任者は授業評価としてコメントし、学内のみで閲覧できる Web サイトに『授業アンケート結果活用報告書』として掲載し、すべての学生及び教員に公表しています(資料 136. 2019 年度前期授業アンケートへの回答に対する教員からのコメント (看護学科))。

また、学科別の集計結果については、大学ホームページで公表しており、いつでもだれでも閲覧する環境を整備しています(資料 137. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/campus_support/university_ir/classquestionnaire.html) 授業アンケート)。

【3-1-7 現状】

学修・教育開発センターは、授業アンケートの結果から当該年度の授業計画や指導方法などについて点検・評価することを各科目担当者へ依頼し、次年度の授業改善につなげることを全学的な取り組みとして実施しています。(資料 7. 2019 年度 授業アンケート実施要項 (教員・学生向け)) さらに、当該センターが集計した授業アンケート結果報告(評価データ)を基に学科単位で、科目責任者の立場から評価項目に係る現状を点検して、その結果を所定のフォーマット(点検・評価ワークシート)に記入し、問題点や改善策を明らかにする取り組みを実施しています(資料 138. 2019 年度第 4 回科内会議資料 (7/31) 別紙 1)。本学科では、カリキュラム検討部会が主体となり、授業における評価データから現状の分析と次年度に向けての目標設定と対策を協議し、その点検・評価の結果は、当該部会の承認を得て、学修・教育開発センターへ報告しています(資料 128. カリキュラム検討部会内規、資料 139. カリキュラム検討部会議事録 (7/9)、資料 140. カリキュラム検討部会会議資料 (7/9))。

このように、評価データを活用した取り組みを学修・教育開発センターの主導で、教育課程の改善に活用するための組織体制を構築しています。

【課題や改善の取り組み状況など】

全学的な取り組みとして、自己点検・評価の結果を、教育の質保証・向上に確実につなげる仕組み(内部質保証システム)を機能させるため、2019 (令和元) 年度からの点検・評価の進め方を明示するとともに、2023 (令和 5) 年度までの点検・評価スケジュールを策定しています(資料 141. 「令和元年度からの点検・評価に関する件」(令和元年 10 月 10 日付) 学長/自己評価委員会委員長、資料 142. 看護学科「平成 30 年度の点検・評価」)。

【3-1-8 現状】

本学科は 2017 (平成 29) 年度に完成年度を迎え、継続的に実施している評価データを基に、教育課程評価の取り組みを踏まえて、新カリキュラムとして、授業科目の統廃合、科目名、開講時期等を変更しました。2018 (平成 30) 年度からは新カリキュラムが開始し、2019 (令和元) 年度には、カリキュラム検討部会で新カリキュラムに対する評価・検討を行い、報告書を作成しています。評価・検討報告書

については、科内会議に報告し、全教員で認識を共有しています（資料 143. 「新カリキュラムの点検・評価（報告書）」科内会議資料（5/8）、資料 139. カリキュラム検討部会議事録（4/16）、資料 144. 科内会議議事録（5/8）資料 145. 2019 年度専門基礎科目・専門科目を中心としたカリキュラム評価）。

【3-1-9 現状】

日本私立看護系大学協会や日本看護系大学協議会の総会に学部長および学科長が参加して看護学教育の最新動向を把握するとともに、文部科学省や厚生労働省のホームページから法改正等の情報を得ています。その情報は、カリキュラム検討部会を通じて全教員に周知し、認識の共有を図っています。カリキュラム検討部会が、各種報告や提言を踏まえて教育課程の点検・評価・検討を行っています（資料 128. カリキュラム検討部会内規）。

学部長、学科長以外の教員も、教育課程に関する各種説明会や研修会等に積極的に参加し、各種提言・報告に関する情報を収集し、教育課程の見直しに反映しています（資料 88. 研修受講報告書（令和元年度 第 2 回全国保健師教育機関協議会主催「公衆衛生看護学を教授する教員<ラダー I>研修」）、資料 146. 2019 年度 公衆衛生看護学領域会議 議事録（1/28））。

評価項目：3-2. 卒業状況からの評価と改善

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。	データ収集や分析が組織的な取り組みになっているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（過去 5 年〈完成年次より 5 年経過していない場合はある分のみ〉の毎年度の卒業率〈入学から 4 年間で卒業した者の割合〉、留年者数、休学者数、退学者数、データ分析の実施部門、分析時期、分析方法等）
11. 分析に基づき、学習支援に必要な対策がなされている。	学習継続（適切な方向転換を含む）へのアドバイス等の対策がなされているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（評価の観点 10 の分析結果から工夫された学習支援対策、実施状況等）
12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。	組織的に卒業時の到達目標に達している（学位授与に値する）ことを評価しているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（卒業認定の方法等）
13. ディプロマ・ポリシーに照らして、看護職の免許取得状況が適切である。	ディプロマ・ポリシーに照らして適切かどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（過去 5 年〈完成年次より 5 年経過していない場合はある分のみ〉の看護職国家試験の受験者数・合格者数・合格率等）
14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。	看護職の免許を未取得の卒業生に対する支援策や、未取得の原因分析から教育の改善をどのように図っているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（教育課程検討委員会等での検討記録、支援の実績等）
15. 学生の進路は教育理念と一致している。	進路が教育理念に合致しているかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（過去 5 年〈完成年次より 5 年経過していない場合はある分のみ〉の卒業時の就職先・職種あるいは進学先）

【3-2-10 現状】

学生の各種情報は学務課が管理し、入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などそれぞれの数値を集計しています。その数値をカリキュラム検討部会において分析し、学修支援や学生生活支援の対策に反映するため、組織的に活用しています。

月1回の定例会議では、必ず学生の学修状況と生活状況等を報告事項として取り上げ、情報を共有することで、問題の早期発見や学生の実情に応じた対応に努めています(資料139.カリキュラム検討部会議事録(4/16、5/14、6/11、7/9、9/10、10/8、11/12、12/10、1/14))。

【課題や改善の取り組み状況など】

個別のケース毎に、留年、休学、退学理由を詳細に調査・分析し、分析結果を基に、対応策を打ち出すこと、メンタルヘルスに関しては、問題が深刻化する前の初期の段階で対処できるよう、教員からのアプローチによってメンタルヘルス支援体制を整えていく必要があると考えています。

【3-2-11 現状】

学修支援が必要となる単位未修得者や留年の可能性がある学生については、3月中旬に保証人と学生、教員の三者面談を実施し、学修状況に関する説明ならびに今後の学修への取り組みについて話し合い、対策を考えています(資料147.三者面談実施の案内文書)。

特に、学修支援が必要な臨地実習では、各領域の指導教員および教授が面接・指導を繰り返し行っているにも拘らず、領域別実習の開始に伴い、3年生の休学・退学が増す傾向にあります。面接指導を行っても実習が不合格になった場合は、学生とともに学修過程を振り返り、不合格の原因を一緒に考える場を設けています。自己の課題を見出すことや再履修についても指導を行っています。必要に応じて保証人へ連絡し、履修状況や学修内容を詳しく説明しています。

学修のプロセスや実施した指導等は記録に残し、次の実習に活用する目的で、教員間で共有していません(資料148.不合格者の実習に関する報告書)。

【課題や改善の取り組み状況など】

昨今、他者とのコミュニケーションを苦手とする大学生が多く見られます。実習を契機とした欠席・休学・退学の原因としては、患者とのコミュニケーションの困難さが最も大きいことから、実習開始前に、コミュニケーションに関するDVDの視聴、シミュレーション実施プログラムや導入教育の一環として他者とのコミュニケーションをとることに對して苦手意識を少しでも取り除く内容を計画することが肝要になると考えています。

【3-2-12 現状】

「生命の尊厳を守り、科学的根拠に裏づけされた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質を維持する看護が実践できる能力を有する人を育てる」という本学科の教育理念のもと、東京家政大学学則に定める所定の単位を修得し、以下の5つの能力および近代看護の祖ナイチンゲールの示唆「看護は人を見る。人を看護する。人を見るときは、その人の思いを感じることを基盤として、患者とその家族が「その人らしく生きる」を支える看護が実践できる学生に、学士(看護学)の学位を授与します。

- ①生命の尊厳と人格を尊重した看護の実践力
- ②健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践力
- ③保健医療福祉において多職種間および地域と協働・連携できる能力
- ④看護の探究心と研究的姿勢
- ⑤国際的視野から行動する力

卒業要件については、『学則』、『学生便覧』等に明示して、学生に周知しています(資料2.東京家政大学ホームページ(https://www.tokyo-kasei.ac.jp/about/disclosure/2019gakusoku_daigaku.pdf)学則第13条、資料17.2019年度『学生便覧(i-26)』)。

卒業認定は、狭山教務委員会で取得単位数と学籍状況等を判定し、教授会にて卒業認定の承認を得ていますが、判定に先立ち、5つの能力の修得とナイチンゲールの示唆する看護が実践できる学生となっているかを測定するため、学修成果の達成状況を確認しています。具体的な確認方法として、ディプロマ・ポリシーに示している能力を、達成度アンケート結果を用いて、カリキュラム検討部会で点検・評価を行っており、学位授与に値する評価を適切に行っていると考えています（資料 47. 達成度アンケート結果、資料 16. 看護学科履修規程（2019 年度）、看護学部履修規程（2017 年度））。

【3-2-13 現状】

国家試験に関しては、2017（平成 29）年度（1 期生）合格率、看護師 99.0%（1 名不合格）、保健師 94.4%（1 名不合格）、助産師 100%。2018（平成 30）年度（2 期生）は、看護師 100%（104 名全員合格）、保健師 92.9%（1 名不合格）、助産師 100%。看護師国家試験は、2 回目にして合格率 100%達成という結果を得ることができています。1 年次から計画的な国家試験対策ときめ細かな学生指導が結果につながったと考えています。2019（令和元）年度の看護師国家試験は、学期末（9 月）卒業生の 1 名が不合格との結果でしたが、保健師と助産師はともに全員合格の 100%を達成しています。

本学科では、卒業時の学生の学力を検証・担保するため、方途としての卒業認定試験は実施していませんが、ディプロマ・ポリシーに示す 5つの能力を充足し、卒業を認定することは看護師・保健師・助産師国家試験の受験資格を与えることであり、卒業時の学生の質は担保できていると考えています。そのため、教員は、講義・演習・実習を通して教育の質を担保するために全力で指導にあたっています。

国家試験の合格率において、看護専門職者に必要な知識・技術・態度の修得は、概ね問題ないと判断しています（資料 149. 国家試験支援部会議事録（4/8、5/28、9/26、12/20、1/22）、資料 150. 2019 年度カリキュラム検討部会活動計画）。

【3-2-14 現状】

卒業後も学修支援を継続して、国会試験対策講座への出席を促し、模擬試験も本学で受験できる環境を整えています。また、面接を行う方針を定めており、模擬試験の結果から弱点を補強する学習指導に強化の力点を置いています。

国家試験支援部会の教員は、国家試験の結果から、免許未取得者が苦手としている分野や科目等について分析し、その結果をもとに未取得者とともに学習への取り組みを考えています。保証人へ情報を提供することで、協力と継続的な学修支援の必要性について、理解が得られるよう取り組んでいます。

国家試験合格者を勘案すると学修支援は充実していることから、教育の改善を図る必要性は低いとは考えています。看護師国家試験不合格者（1 期生）に対しては、卒業後も連絡を取り、相談の機会を設ける等の手厚い支援を行っています。その支援の結果、翌年の看護師国家試験に合格しました（資料 149. 国家試験支援部会議事録（4/8、5/28、9/26、12/20、1/22））。本人、保証人からは、「大学のサポートに心強さを感じました。受験勉強に専念できました」との感想を聞くことができました。こうした取り組みは今後も継続していくことが重要と考えています。

【課題や改善の取り組み状況など】

保健師国家試験不合格者は、1 期生、2 期生ともに教員が支援しているにもかかわらず、翌年の国家試験受験を断念しています。受験手続きを目のまえに、本人から看護師として職務に専念したいという意思が示されました。病院勤務をしながら、国家試験対策講座への出席や模擬試験を受けることに負担を感じ、勤務調整を申し出ることに躊躇しています。受験の意思がある場合は、勤務先の上司に協力や支援を依頼する等、卒業後の支援体制に関し、本学の国家試験対策を周知する必要があると考えます。

【3-2-15 現状】

2017（平成 29）年度卒業の 1 期生から 3 期生の進路は次のとおりとなり、埼玉県内または出身地の自治体に就職しています。

2017（平成 29）年度（1 期生）大学院等進学 4 名、看護師 84 名、助産師 6 名、保健師 3 名

2018（平成 30）年度（2 期生）大学院等進学 2 名、看護師 91 名、助産師 3 名、保健師 5 名

2019（令和元）年度（3 期生）大学院等進学 0 名、看護師 87 名、助産師 3 名、保健師 3 名

人々の健康に対する関心は強まり、価値観が変わってきている中で、入学当初より、看護の対象である“ひと”に注目し、「病気の看護ではなく、病人の看護であるところに注意してほしい」というナイチンゲールの看護の示唆を本学科の教育理念に表しています。健康問題に対するそのひとの思いを感じとることを基盤に、患者と家族が「自分らしく生活する」を支える看護が実践できる看護師・保健師・助産師を育てる教育を展開しています。卒業生は、大学4年間の学修で追求した“看護とは”を、就職先の医療施設や保健施設等で実践しています（資料 151. 卒業生進路状況（平成 29 年度、平成 30 年度））。

本学科の教育理念である病気をみる「医療」の視点と、生きていく営みである「生活」の両方の視点から、「あらゆる年代における人々が「その人らしく生活する」を支援することに価値を置き専門性を発揮できる看護専門職者として、日々の職務を遂行していると評価しています。

評価項目：3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。	実施状況を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（卒業生の教育プログラムに対する満足度調査結果、卒業生の動向調査結果、いずれも過去5年以内に行ったもの）
17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。	調査結果から得た課題を教育課程の改善に結びつける体制について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（教育課程評価の規定、改善例等）
18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。（推奨）	実施状況を、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（卒業生に対する雇用先からの調査結果〈過去5年以内に実施したもの〉）
19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。（推奨）	卒業生の雇用先から、教育プログラムに対する評価を受ける体制について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（卒業生の雇用先からの教育プログラムに対する評価結果〈過去5年以内に実施したもの〉）
20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。（推奨）	評価の観点 18、19 を実施している場合、評価結果を教育課程の改善に結びつける組織的な仕組みがあるかどうかを、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（評価を教育課程の改善に役立てた例等）

【3-3-16 現状】

毎年、新卒者を対象に「母校へ帰る日」を開催し、参加した卒業生から「職場での状況や大学生活を振り返って」等のアンケート調査を行っています。2019（令和元）年度は6月30日に参加者59人（参加率57%）にアンケート調査を実施しました。その結果、52人（回答率88%）が「本学での学びが現在に役立っている」と回答しています（資料 152. 2019 年度看護学科「母校に帰る日」アンケート集計結果）。

また、カリキュラム検討部会では、2期生（2019年3月卒業）の卒業を機に、社会人2年目の1期生と今年度社会人となった2期生を合わせた202人を対象に、卒業生の動向および教育プログラムに対する満足度調査の実施を計画し、2019（令和元）年12月に調査を実施しました（資料 153. 看護学科卒業生の動向および教育プログラムに関する調査結果）。

【3-3-17 現状】

2019（令和元）年12月に実施した卒業生の動向および教育プログラムに対する満足度調査は、本学科のカリキュラム検討部会が主体となって実施しており、調査の回答は同部会が集計し、数値化しています。今後、この調査を毎年実施し、調査から得られたデータを蓄積するとともに分析した結果は、教育課程の改善に活かすことにしています。

調査は、教育に関する項目を5段階評価で行い、平均値は、教育理念 3.7、カリキュラム 3.5、倫理的教育 3.6、専門基礎教育 3.5、看護過程 3.6、看護技術 3.8、実習内容 3.9 という結果となっています。その分析結果から課題を明確化し、教育課程の改善に向け2022年度カリキュラム改訂の準備を計画しています（資料 128.カリキュラム検討部会内規、資料 52.令和2年度カリキュラム検討部会活動計画）。

なお、この調査結果のうち、満足度の低かった「施設・設備」については、2018（平成30）年4月、健康科学部に新たな学科を増設したことにより、新築の校舎6号館を竣工してゼミ室やラーニングコモンズを設置し、教育課程を展開する上で必要となる施設・設備の充実を図っています。

【3-3-18 現状】

全学的に卒業生（卒業後2年目）の就職先へ調査を行っています。2019（令和元）年度の調査において、卒業生の評価は、仕事への取り組み姿勢や職場でのマナーなどについて、「高い」から「普通」までの回答が多い結果となっています。社会人基礎力については、課題発見力や状況把握力が「高い」との回答を得ており、成果を出すために必要なスキルを自己評価しています（資料 154.2018年度採用先ニーズ調査概要）。

また、卒業生が就職した施設の看護部長等が就職案内のために本学を来訪されますが、その際、卒業生の勤務状況等の様子を聞き、卒業生が個々に成長しているとの情報を得ています（資料 155.2019年度【看護】就職関係 来訪一覧、資料 156.2019年度就職説明会参加施設一覧、資料 157.2019卒業生からのメッセージ）。

【3-3-19 現状】

卒業生の雇用先に行う採用先ニーズ調査を全学的に実施していますが、本学科個別の教育プログラムに関する調査項目や評価を受ける項目の設定はありません。卒業生の就職した施設の看護部長等の来訪時に、学生の状況と合わせて本学科の教育プログラムについて意見を聞いています（資料 155.2019年度【看護】就職関係 来訪一覧、資料 156.2019年度就職説明会参加施設一覧）。その意見から本学の学生は「自己の看護観をもって、看護ケアを行っている」という評価を受けています。

【課題や改善の取り組み状況など】

採用先ニーズ調査の項目に、教育プログラム評価の項目を追加することを検討しています。

【3-3-20 現状】

採用先ニーズ調査の結果や就職先の看護部長等の意見から得た評価で、教育課程の改善に結びつける組織的な仕組みや体制を整備していますが、カリキュラム検討部会と就職支援部会の連携・協力が十分に機能しているとは言えない状況があります（資料 158.看護学科の内部質保証体制（相関図））。

【課題や改善の取り組み状況など】

教育課程の改善に結びつけるための組織的な仕組み・体制を機能するよう、具体的な連携・協力に関する活動計画を策定し、実行可能な施策を検討する必要があると考えています。

評価基準 4. 入学者選抜

看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに賛同して学修を希望する入学生を獲得するために、アドミッション・ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っていること。

評価項目：4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
1. ディプロマ・ポリシーと整合性のあるアドミッション・ポリシーが明示されている。	アドミッション・ポリシーとして、入学者受け入れの基本的方針と受け入れる学生に求める能力・態度が記述されているか、またディプロマ・ポリシーと一貫性があるかについて、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（入学者選抜試験の募集要項、ホームページの記述内容等）
2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。	評価の観点1の内容は、高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で記述されているかを、評価の観点1と同じ根拠資料で、点検・評価してください。

【4-1-1 現状】

本学科のディプロマ・ポリシーは、東京家政大学ホームページに、『5つの能力、①生命の尊厳と人格を尊重した看護の実践力、②健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践力、③保健医療福祉において多職種間および地域と協働・連携できる能力、④看護の探究心と研究的姿勢、⑤国際的視野から行動する力を4年間で修得します。近代看護の祖ナイチンゲールの示唆「看護は人をみる。人を看護する。人をみるとは、その人の思いを感じることを」を基盤として、患者とその家族が「その人らしく生きる」を支える看護が実践できる学生に対して学位（看護学）を授与するものとします。』と明示しています。

この5つの能力はさらに、1. 知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性・多様性・協同性に分けられ、より具体的に記述していますが、こうした能力を4年間で身につけることのできる基本的学力をもつ人材を求めていることを示すために、アドミッション・ポリシーではまず冒頭に、本学科のディプロマ・ポリシーを、看護学を修得していない新入生によりわかりやすい言葉で、「いのちの誕生から老いまで、あらゆる年代における人々の健康の保持・増進と生活の質を維持する看護の実践力を持つ看護専門職者を育てることを目的としています。」と明記しています（資料20.『スタートアップエクササイズ（p.176～p.177）』看護学科のディプロマ・ポリシー）。

さらに、ディプロマ・ポリシーで示された上記①～⑤および1. 知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性・多様性・協同性を卒業時までには修得できる基本的能力のある人物像として、「看護に興味・関心のある人（①生命の尊厳と人格を尊重した看護の実践力 ④看護の探究心と研究的姿勢：1. 知識・技能に対応）」、「他者の話をしっかり聴き、理解できる人（③多職種間および地域と協働・連携できる能力：3. 主体性・多様性・協同性に対応）」、「自分の考えを表現できる人（④看護の探究心と研究的姿勢：2. 思考力・判断力・表現力に対応）」、「問題意識を持ち、解決に向け主体的に取り組むことができる人（④看護の探究心：3. 主体性・多様性・協同性に対応）」、「健康的な生活習慣を心がけている人（②健康の保持増進と生活の質を維持する看護の実践力に対応）」を示しています。

アドミッション・ポリシーと受験科目（入学者選抜試験の募集要項 参照）の関連を示すため、冒頭の記述に、「そのために、国語、理科（生物、化学）、英語、数学の基本的な能力は必須です。」と明示しています（資料19.『募集要項』、資料159.東京家政大学ホームページ（https://www.tokyo-kasei.ac.jp/admission/admission_policy/nursing/index.html）看護学科アドミッション・ポリシー）。

【4-1-2 現状】

本学科のアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの関連性を重視しながら、看護学をまだ学修していない受験生、さらには高等学校教諭、保護者にもわかりやすい言葉で記述しています。また、なぜ受験科目として国語、理科（生物、化学）、英語、数学が選ばれているのかをアドミッショ

ン・ポリシーで明示しています（資料 159. 東京家政大学ホームページ (https://www.tokyo-kasei.ac.jp/admission/admission_policy/nursing/index.html) 看護学科アドミッション・ポリシー）。

評価項目：4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

評価の観点	観点をどのように点検・評価するのか
3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。	入学者選抜試験それぞれが、アドミッション・ポリシーで求めている能力・態度とどのように関連づいているか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（入学者選抜試験募集要項、ホームページの記述内容等）
4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。	それぞれの入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに見合う受け入れ学生の能力・態度を評価しているか、また入学した学生は、求める能力・態度を有しているかについて検証する学内の組織と方法について、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（検討結果資料等）
5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。	評価の観点4から得た課題をどのように改善につなげたか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（入試委員会等での検討状況、入試の改善例等）
6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。	入学者選抜が公平・公正に実施されているかを見直し、課題を分析し、改善策を実施するための体制があり、どのような活動を行っているか、根拠資料を示して、点検・評価してください。 ◆根拠資料（入試にかかる規程、取り組み例等）

【4-2-3 現状】

2020（令和2）年度入試改革で評価のポイントとなる学力の三要素：「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価するために、本学は入試改善・改革委員会を中心に入試制度改革に取り組んでいます。改革は入試制度全般におよびますが、特に推薦入試では、これまで知識や一般常識を問う問題が多かった学力調査を、「学力の三要素」を備え、かつ各学科のアドミッション・ポリシーにかなう人材を選抜する問題とし、面接においては東京家政大学の理念や大学および学科のアドミッション・ポリシーで明示された学力や資質を備えているかを正確公正に評価できるように変更しています。また、合格した推薦入試合格者には入学後の「成長」を支えるために、入学前教育制度を充実させるなどこれまでにない大幅な改革を実施しています。入試において「合格」をゴールとするのではなく、大学4年間の学びのスタートラインとすべく、選抜のための入試ではなく、成長のための入試へ改善すべく、全学をあげて取り組んでいます。現在、以下の入試制度を本学科では実施しています（資料 160. 東京家政大学ホームページ (<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/admission/entrance.html>) 入試情報）。

1. 「渡邊辰五郎（自主自律）」入試

東京家政大学の創設者、渡邊辰五郎の提唱した建学の精神「自主自律」への理解と賛同を問う一次審査（小論文）、および本学科のアドミッション・ポリシーにかなう人材であるかを選抜の基準とする二次審査（集団作業・面接）から構成しています。

集団面接では確認することのできない課題遂行能力、協調性、リーダーシップの評価が特徴的で、従来の推薦入試にはない本学独自の選抜方法としています。

2. グローアップ入試 (公募推薦 1 期)

学力試験での評価のみならず、アドミッション・ポリシーに見合う人材であるかを、書類審査 (調査書、推薦書、自己申告書) および面接を通じて詳細に評価します。面接は、あらかじめアドミッション・ポリシーで明示した看護学科が求める人材像に関する質問を用意し、一つひとつの質問への返答を点数化し評価を行っています。また、学力試験においても、看護学科 (各学科) での授業科目を理解するうえで必要な知識、思考力を問う問題を用意し、アドミッション・ポリシーにかなう人材を選抜する工夫をしています。学力試験同様、各書類審査や面接にも得点を配分し、学生を総合的に審査評価する入試制度としています。

3. 指定校推薦入試

大学が指定した高校に依頼する入試となります。推薦された学生の、入学時の成績のみならず入学後の成績や活動実績をもとに毎年指定校を決定します。

4. センター試験利用入試

5. 一般入試

6. 附属高校推薦入試

7. 特別入試

a. 社会人入学試験 (1 期・2 期)

社会人として社会経験を経た人に大学教育の門戸を開くことを目的とし、一般入学試験とは別に社会経験を考慮した入試制度です。

b. 帰国子女入学試験

海外生活を体験した人に対し大学教育の門戸をより積極的に開くことを目的とし、一般入学試験とは別に海外経験を考慮した入試制度です。

c. 留学生入学試験

東京家政大学への入学を希望する外国人留学生の方のための入試制度です。

一般選抜および共通テスト利用入試、その他の入試においても、書類審査を学力試験の成績とともに評価できる仕組みを取り入れており、選抜試験全体が、アドミッション・ポリシーにかなう学生の能力・態度を評価するシステムとしています (資料 161. 『東京家政大学・短大の 31 年度入試と就職がわかる本 (p. 1~p. 8, p. 13~p. 36)』、資料 162. 東京家政大学・東京家政大学短期大学部《新入試の概要》(入試改善・改革委員会資料)、資料 163. 『東京家政大学入試改革ガイドブック (p. 1~p. 6)』)。

【4-2-4 現状】

学力試験が評価の対象となっていない渡邊辰五郎 (自主自律) 入試、指定校推薦入試、附属高校推薦入試、特別入試においても 1 次審査時にプレースメントテストを実施し、学力試験を課している入試で入学した学生と同様に、入学時の学力の資料としています。こうした資料は、高大連携を目的とした入学前準備教育の基礎資料として利用するとともに、入学後の学力と比較することで検証しています。その結果を、アドミッションセンターおよび入試改善・改革委員会による評価によって次年度の入試に活かしています (資料 164. 入学前準備教育について (ご案内) 東京家政大学・東京家政大学短期大学部アドミッションセンター)。

また、入学者の学力に関しては外部機関による評価 (公開模試の成績) も行い、入試改革に生かしています (資料 165. 役職者・入試関係者勉強会の開催について (ご案内) 第 1 回~8 回、資料 166. 入試等に関する勉強会資料 (第 1 回))。

入学後の成績や授業態度、生活態度は各学年に配置しているクラス担任 (担任、副担任) によって評価および指導を行う体制としています。各担任は定期的にクラス懇談会を開催してクラスをまとめる他、個別指導も担当し、きめの細かい教育を行っています (資料 167. 科内会議 (4/3) 資料 1-1 (クラス担任に対する資料))。主としてクラス担任が入学時の学力と資質が入学後どう変化したかを把握し、その結果を入試制度改革に活かしています (資料 163. 『東京家政大学入試改革ガイドブック (p. 1~p. 6)』)。

【課題や改善の取り組み状況など】

入学前の学力、面接結果（アドミッションセンター、入試改善・改革委員会担当）と入学後の学力、学修態度（看護学科担当）との連携が、制度として確立していないので、制度化する方向で検討を要すると考えています。

【4-2-5 現状】

アドミッションセンターおよび入試改善・改革委員会による入学者の評価によって、指定校推薦入試や附属高校推薦入試による合格者の学力不足を指摘し、各高等学校にフィードバックをしています（資料 168. 令和 3 年度推薦入試（附属高校）募集定員見直しについて（入試改善・改革委員会資料））。また、こうした入学者の学力不足を補う目的で、これまで学力試験を実施してこなかった入試においても、本年度よりプレースメントテストの形で学力試験を実施することに改善しています（資料 163. 『東京家政大学入試改革ガイドブック（p. 1～p. 6）』）。

【4-2-6 現状】

アドミッションセンターおよび入試改善・改革委員会において、現行の入試を公平・公正の観点からも評価し、次年度の入試改革へとつなげています。点検・評価の結果から、学力不足を指摘した附属高校推薦入試による入学者の学力担保をはかる目的で、2020 年以降の入学試験における附属高校推薦入試合格者の定員の見直しを決定しています（資料 169. 入学試験委員会規程、資料 170. 入学試験合否判定会規程、資料 171. 委員会委員の選出内規）。